

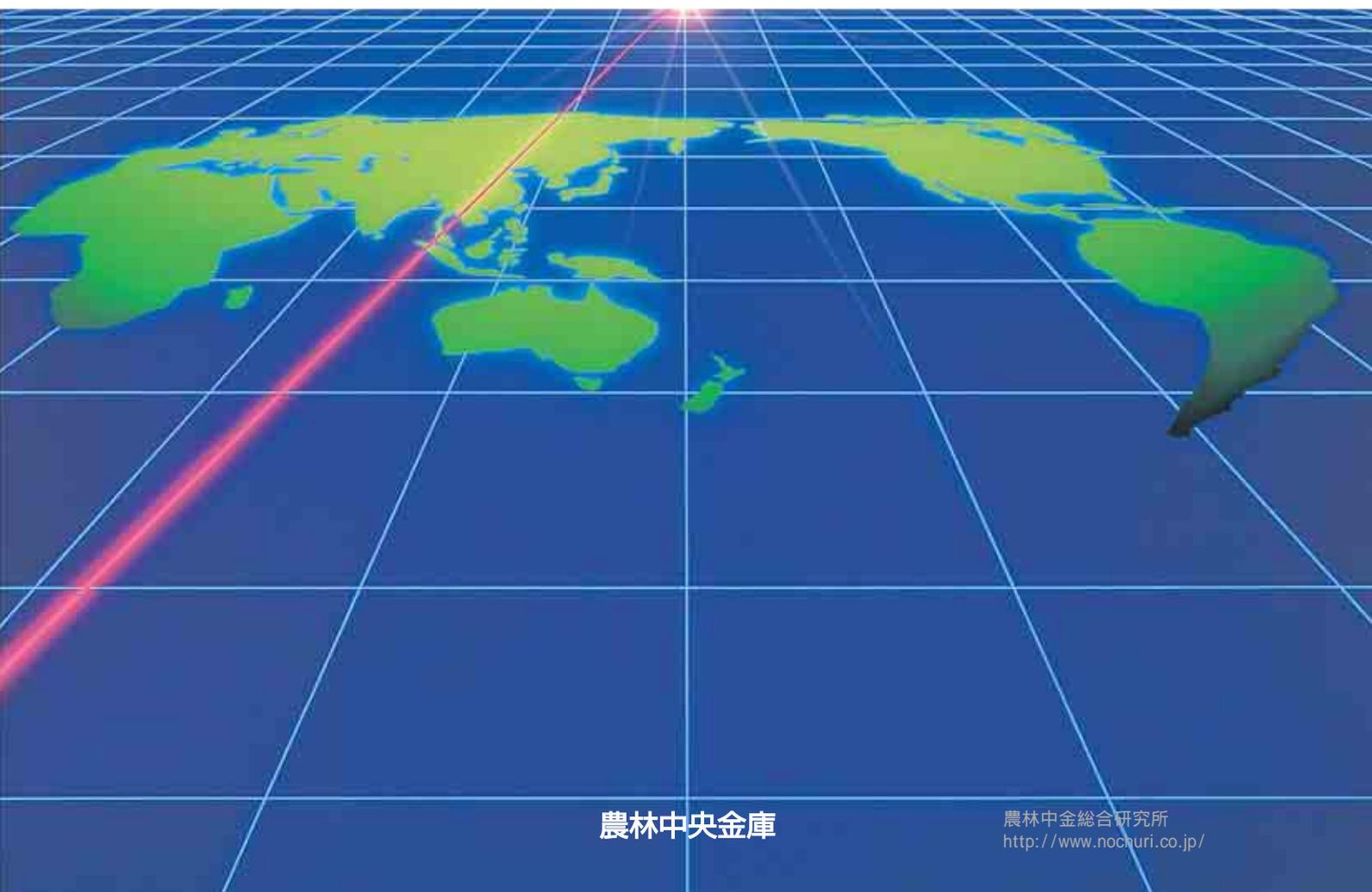
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011 **9** SEP

TPPと農産物貿易

- TPPと農産物貿易政策
- 国際経済体制の再構築と日本の対応



TPPと原発

TPP交渉へ参加するか否かの議論は、東日本大震災の発生を受け、実質的に中断の状態となっている。しかし、本年11月のハワイでのAPEC首脳会議にむけて、TPP推進派は震災復旧と原発事故処理の混乱の中においてさえなお、参加にむけて「いまこそ開国、高度な経済連携が必要」の主張を繰り返すことになるだろう。TPPについてはすでに反対あるいは慎重論の立場から多くの疑問・問題点が指摘されているにもかかわらず、残念ながら推進論からの論理的・説得力のある説明はなく、議論は深まっていない。警戒すべきは、TPPが及ぼす影響についての議論が深まることなく、多くの国民にその問題点を十分に知らされないまま、外部圧力に応じる形で交渉参加容認の世論形成が進められることである。

福島第一原発の事故により、我々は原子力災害がいかに多くの人々の安寧を損ねることになるか、を思い知らされた。奪われた故郷、放射能後障害についての不安、は金銭的な賠償で回復できるものでもない。原子力発電の安全性と発電コストの優位性およびクリーンエネルギーであるとの喧伝は、すでに多くの識者が指摘していた問題を無視することによって成り立っていたということも明白になった。核を完全に制御することは不可能であり、一旦事故が発生した場合は多くの人々の基本的人権を著しく侵害することになる、ということは容易に想像できたはずである。にもかかわらず、あえて不都合な事態の予測は行わず、単純な疑問にも答えない、という手法で多くの国民はいわば「だまされてきた」といえる。

TPP推進論についても、原発安全神話を形成した過程に共通するものがある。第一に情報の不足。「TPPは21世紀型の新しい貿易秩序で、貿易立国たるわが国に不参加の選択肢はない」という結論が最初にあり、その結論に不都合な情報は示されない。例えば、推進論者は「FTAAPに拡大する」と主張しているが中国の参加は見込まれず、そのような主張は非現実的な希望にすぎない。第二は、想像力を欠いた狭量さに基づく一面的な利益の優先。グローバル企業の利益優先がもたらす地域社会の荒廃が容易に想像されるのに、推進論者は根拠もなく「なんとかできるはず」と言う。しかし、例えば通年放牧が可能で舎飼いの必要がないニュージーランドの酪農に伍していける環境はわが国には存在しない。関税措置を直接支払に代えればよい、という主張も財源の確保が懸念される現状で説得力は乏しい。

菅首相が「脱原発依存」を表明した際、原発維持論者から「唐突だ」「これまで議論がされてこなかった」「思いつきだ」の声が一斉にあげられた。そして、「原発からの脱却は電力料金の上昇につながり、産業の国際競争力を阻害する」結果、「企業の海外移転が余儀なくされ、雇用を失う」との主張が続く。しかし、唐突かつ議論が不十分なのは、TPP交渉参加論である。また、「企業の海外移転と国内産業の空洞化」はTPP推進論者がTPP不参加で懸念されるデメリットとして強調しているものでもある。

原発事故で多くの人々が故郷を奪われた。我々はTPPによってさらに広範囲に故郷が奪われることを恐れる。原発が人々の安寧を奪ったと同様にTPPによって社会の安寧が失われることを危惧する。このような思いから、当社は『異常な契約～TPPの仮面を剥ぐ～』（オークランド大学ジェーン・ケルシー教授編著）の翻訳に参加した。また、今月号にはあらためてTPPの問題を指摘する石田・清水の論文を掲載しているので、ぜひご一読いただきたい。

（株）農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫・おかやま のぶお

今月のテーマ

TPPと農産物貿易

今月の窓

TPPと原発

(株)農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫

TPPと農産物貿易政策

石田信隆 — 2

TPPを超えて

国際経済体制の再構築と日本の対応

清水徹朗 — 13

談話室

四万十川の沈下橋

四万十市長 田中 全 — 30

情勢

震災後の日本産食品輸入制限の影響と
ブランドイメージの変化について

農林中央金庫 北京駐在員事務所 佐々木慎吾 — 32

外国事情

国際食料価格の高騰はコメに波及するか
——タイ新政権のコメ政策がもたらす懸念——

室屋有宏 — 38

本棚

堀越芳昭 著

『協同組合の社会経済制度 —世界の憲法と独禁法にみる—』

農林中央金庫 JAバンク統括部主監 明田 作 — 37

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

TPPと農産物貿易政策

理事研究員 石田信隆

〔要 旨〕

- 1 TPPへの参加は、わが国農業への致命的打撃と農業の多面的機能の喪失、わが国経済の空洞化促進、アメリカ型ルール導入による国民生活激変等をもたらすため、行なうべきでない。
- 2 TPPと農業をめぐるのは、以下のような間違っただ議論が見られる。
 - (1) 関税撤廃の影響をどう見るかで意見が分かれている。日中間の米価格差は1.4倍以下であり、TPP参加によっても日本農業の輸出産業化が可能とする意見（山下一仁氏）は、恣意的なデータによっており、まったくの誤りである。
 - (2) 高いレベルの経済連携と国内農業の振興を両立できるという考え方は、従来の取組みと農業の実態を知らない安易なものであり、韓国が1990年代に経験した失敗を見るべきである。
 - (3) TPP推進論者が考える農業構造改革論のベースには、規模拡大を最大目的とし、「農政トライアングル」がネックであるという認識がある。これは、農業の本質に目をこぼり、わが国農業の歴史的経過を理解しないものである。
 - (4) 関税を直接支払いに切り替えるべきだという意見は、輸出国と輸入国にとっての直接支払いの持つ意味の違い、ガットからWTOへの関税をめぐる議論の経緯に基づかないものであり、輸入国としては一定水準の関税をかけるのは当然の政策である。
- 3 単純な貿易の利益によって農産物貿易を考えるのは、自然資源経済としての農業の本質に目を向けないものであり、農業の多面的機能の喪失などの市場の失敗を招くものである。
- 4 農産物貿易政策としては、農業の多面的機能の喪失が起きないようにルールづくりが求められ、わが国は輸入国としてそのために役割を発揮すべきである。また、農業の自然資源経済としての特質を踏まえて、国内農業政策を産業政策、食料安全保障政策、多面的機能の維持・増進政策、農村地域政策として体系化を図っていくことが望まれる。

目次

はじめに

1 TPPと農業をめぐる議論

- (1) 関税撤廃の影響をめぐる議論
—日中米価比1.4倍論のデタラメ—
- (2) 経済連携と農業構造改革をめぐる議論

(3) 日本の農業問題をどうとらえるか

(4) 直接支払いをめぐる議論

- 2 なぜ貿易政策で農業が問題となるのか
- 3 農産物貿易政策と農業政策の課題

はじめに

2010年10月の菅首相による交渉参加意向の表明で突然表面化したTPP（環太平洋連携協定）問題は、11年3月の東日本大震災発生という事態によって、具体的な推進日程は棚上げされることになった。しかし、経済団体などからのTPP参加を主張する声は絶えることなく続いている。そして、TPP参加問題が持ち上がってから1年近くが経過しようとしているにもかかわらず、賛成論と反対論の間の溝は深く、議論はまったくかみ合わない状況が続いている。

TPPに参加することの問題点としては以下のような点が挙げられ、TPP参加は日本国民全体の国益を損なうものであり絶対に行なうべきではない。

- ①関税撤廃による日本農業への致命的打撃と、食料安全保障・農業の多面的機能の喪失
- ②多分野にわたるアメリカ型ルールを導入による国民皆保険制度の解体等国民生活の激変
- ③最大輸出先であるアメリカの関税はす

で低く輸出増加が期待できない半面、TPPは低コスト国を含むため、日本企業の生産の海外移転を促進

- ④アジアを切り裂くTPPは21世紀の成長センターと期待されるアジアの経済連携に混乱を持ち込む

上記の問題点の他、TPPは東日本大震災から被災地の農業・農村が立ち直ることへの逆風になること、また、政府調達オープン化は復興需要を海外企業に差し出すものとなり、日本経済の足をさらに引っ張ることになる等の問題が指摘できる。

これらの諸点についてはすでに石田(2010a)、同(2011)等において取り上げているので、詳しくはこれらを参照いただきたい。以下本稿では、このような問題意識の上で、農業と農産物貿易に関するTPPをめぐる議論を検証し、なぜ意見の対立が起きるのか、そして、いかなる農産物貿易政策があるべきなのかについて検討することとしたい。

1 TPP と農業をめぐる議論

(1) 関税撤廃の影響をめぐって

一日中米価比1.4倍論のデタラメー

TPP参加がわが国の農業に及ぼす影響については、農林水産省が試算をしている^(注1)。それによれば、日本が関税を撤廃して何らの対策を行わない場合には、農業生産額は4兆1千億円減少し（09年の生産額は8兆円）、生産量ベースの減少率は米▲90%、甘味資源作物▲99%、でん粉原料作物▲100%、牛乳乳製品▲56%、牛肉▲75%など、被害は甚大になる。この結果、食料自給率は現在の40%から14%程度に低下し、貨幣評価した農業の多面的機能は年間ベースで3兆7千億円程度喪失する。

この試算に対しては、TPP推進論者から「被害が過大である」との批判がある。

たとえば山下一仁氏は、農林水産省の試算が米の内外価格差を4倍としている点について、「中国から輸入したコメの価格は10年前の60キログラム当たり3,000円から直近の09年では1万500円へと3.5倍にも上昇している。一方で国産の米価格は1万4,000円くらいに低下しており、日中間の米価は接近し、内外価格差は1.4倍以下となっている」とし、「この試算には作為的な誇張がある」と批判している^(注2)。そして、減反をやめれば米価はさらに下がるので、コメのより多くの輸出が可能になると主張している^(注3)。この山下氏の主張は、TPPに参加しても日本農業への被害は大きくなく、影響

があっても直接支払いでそれを回避でき、大規模農家に施策を集中すれば日本農業を輸出産業化することが可能であるというように、TPP推進とセットで主張される日本農業論の基礎になっている。

しかし、山下氏のこの主張はまったくの誤りである。それは、山下氏が中国米輸入価格として採用しているSBSの取引価格^(注4)が、中国国内の価格実態からかい離しているためである。

第1図に、日本と中国の米価推移を表わした。確かにSBS方式での中国うるち精米平均価格は、10年には60kg当たり10,140円と10年前の2.7倍に上昇し、日本の農家販売価格との差が縮小している。しかし問題は、中国国内における農家の販売価格や市

第1図 日中米価比較



資料 日本農家販売価格：農林水産省「農作物価統計」
SBS取引価格：農林水産省「輸入米に係る特別売買（SBS）の結果の概要」から作成
中国農家販売価格：国家发展改革委員会価格司編「全国農産品成本収益資料彙編」
中国市場価格：国家統計局農村社会経済調査司「中国農産品価格調査年鑑」

- (注) 1 日本農家販売価格はうるち玄米1等。
2 SBS取引価格は中国うるち精米短粒種。
3 中国農家販売価格はうるち短粒種玄米。
4 中国市場価格はうるち短粒種精米。
5 年間平均為替レートで換算。

場における消費者向け販売価格は上昇しているものの依然極めて低く、日本の農家の販売価格との間には4～7倍の差があることである。^(注5)すなわち、近年SBS価格は大きく上昇しているが、その大部分は中国国内の米価動向を反映したものではない。中国は、日本に対して高く売れるから高く売っていることの結果なのである。

このことは、他のデータからも裏付けられる。農林水産省によれば、中国国内の米卸売価格は60kg当たり3,000円以下で推移しているし、FAO統計により08年の中国の米輸出単価を算出すると（長・中・短粒種込）、精米は60kg当たり29ドル、玄米は同28ドルと極めて低水準である。これらを勘案すると、品質格差を考慮しても、日中の米価格差は4倍程度と見るのは妥当である。SBSの特殊なデータのみ見て内外価格差が1.4倍以下であると主張する山下氏の方にこそ、「作為的な誇張がある」と言うべきである。

このような、関税撤廃がもたらす影響を不当に小さく見せる主張は、TPPをめぐる議論がかみ合わない状況を生み出しており、真面目な議論を阻害するものと言わなければならない。

(注1) 内閣官房 (2010) 「EPAに関する各種試算」

(注2) 山下 (2011) pp.51-52

(注3) 山下 (2011) p.52

(注4) 売買同時契約方式 (Simultaneous Buy and Sell)。ガット・ウルグアイ・ラウンド合意で定められたミニマム・アクセス (最低限の輸入機会の提供) としてわが国が輸入する米は、国家貿易方式を採用し国が一元的に輸入しているが、その一部にSBS方式を導入し、輸入業者と国内の実需者が直接取引する実質的な民間買

易が行なわれている。

(注5) これらの数値には、玄米と精米があり、また品質格差も考慮する必要があるが、ここでの分析に大きな影響はない。

(注6) 農林水産省 (2009) 「ミニマムアクセス米に関する報告書」

(2) 経済連携と農業構造改革をめぐって

TPPの推進論は、当初から農業構造改革とセットで提起され、10年11月26日の閣議決定で設置された食と農林漁業の再生推進本部は、「高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じる」こととされた。そして、11年6月をめどに基本方針を、同10月をめどに行動計画を作成することとされた。東日本大震災の発生後、この日程は別途検討することとされ、8月2日には「食と農林漁業の再生実現会議」の中間提言が出された。これらの一連の経緯における問題は、自由度の高いFTAと農業振興とを両立できるかのように考える安易な発想がみられることである。

日本の農政は、ガット・ウルグアイ・ラウンド (1986年～94年) 後に新しい政策の方向を打ち出し、「農業構造の展望」にむけて構造改革が進められた。その内容についてはさまざまな議論があるが、このような取組みでも農業の担い手の減少と高齢化、耕作放棄の発生などの問題が解決できず、従来の枠を超える政策が求められているのが現状である。TPPに参加するために今こそ農業構造改革だ、という声は、このような経緯を踏まえない安易な発想に基づ

くものである。このような「今こそ農業構造改革だ」という声は、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意など過去の節々においてよく聞かれたのであるが、あまりにも上滑りしたものが多い。

その具体的な例が、TPP問題が浮上してからよく聞かれた「韓国を見習え」という声である。韓国は盧武鉉政権以降FTAへの積極路線をとり、アメリカ・EUなど巨大経済圏との連携に取り組んでいる。そして、予想される農業被害に対しては、119兆ウォンの長期投融資計画（04年～）、20兆4千億ウォンの韓米FTA支援事業（08年～）などの支援策をあらかじめ用意しており、日本もこのような取組みをすべきだというものである。

しかし、このような声は、韓国が90年代に経験した苦境を知らないものである。韓国はガット・ウルグアイ・ラウンドによって国際化が進展することへの対策として、42兆ウォンの構造改善対策（92年～）等巨額の予算を用意して、施設型農業を育成し、輸出伸長による生き残りを図ったのであるが、これは海外市場の獲得につながらず、農家負債の激増に終わった。90年代に農家の負債金額は4倍に増加し、農家の所得に対する負債の比率は42%から88%へと倍増したのである。農家の負債対策は、今なお韓国農政の大きな課題になっている。

現在韓国で打ち出されている投資計画を見ても、それによってFTAの影響を乗り越えられるのか、筆者から見ると疑問が極めて大きい。これは、冷静に考えれば当然

のことである。韓国はすでに発展途上国から脱却した高所得国になっており、また土地が狭小で傾斜度が高いなど農業経営をめぐる条件は日本に似たところが多い。農産物の国際的な価格格差は主に土地条件の違いと途上国における農民の貧困から生じていることを考えると、多額の投資を行なうことが品質の高い農産物を生み出すことにはつながっても、コスト面での競争力を高める効果は限定的にならざるをえないからである。

(3) 日本の農業問題をどうとらえるか

農業の構造改革をめぐる議論で必要なのは、何が問題であり、それをどのような方向に向かって解決するのか、すなわち「日本農業の根本的な問題は何か」について、考え方を明確にすることである。その例として、八田達夫・高田眞氏の『日本の農林水産業』^(注7)をとりあげよう。

八田・高田氏は日本農業の問題点を、市場の失敗と政府の失敗の両面からとらえる。市場の失敗については、農業に規模の経済があるにもかかわらず、土地集約化に伴う取引費用が大きいことが農地集積を妨げ、経営規模が小さいことによる非効率を生みだしているとする。そして、政府の介入によって農地の集約が進みやすくすること、そのためには株式会社による農地所有の自由化をすべきであると主張する。また、政府の失敗については、農協・自民党・農水省の「農政トライアングル」によって推進されてきた小規模兼業農家の戸数維持

政策が非効率をもたらしたとする。そして、農協は、農業や農業に関連する業種への参入を抑制して政府の失敗を引き起こしていると主張している。

これらの主張は広範囲なテーマを含んでおり、また特に農協に関する指摘は、農協が組合員によって組織される協同組合であるという基本的な性格を理解しない点でまったく間違っている。しかし紙数の制約上、ここでは「日本農業の根本的な問題は何か」を念頭に、この主張の根本的な間違いを指摘するに止める。

第一に、日本農業の最大の問題点を規模拡大が進まないこととしてとらえていることである。このこと自体、農業が自然資源に依存し生態系とのつながりの中で営まれるものであることを見ず、モノを作る産業と同じレベルでしか見ていないことの表れである。^(注8) 世界各国の農業は、その置かれた自然的条件に適合しながら進化してきた。そういう意味で重要なのは、規模の大小ではなく、その土地の農業がその土地の自然資源や生態系と調和的に持続可能な形で行なわれているか、そういう意味で資源の有効な利用が行なわれているかという視点である。そして、市場の機能によってその関係が壊れているとすれば、それこそ市場の失敗として指摘すべきなのである。そういう意味で、八田・高田(2010)における市場の失敗の捉え方は農業の多面的機能(外部性・公共財)をほとんど考慮しないなど極めて一面的であり、重要な問題を欠落させている。日本の農業が抱えている根本的

な問題としては、担い手の確保が困難になり、耕作放棄が発生するなど、資源の有効利用に困難が生じていることこそを取り上げるべきなのである。なお、規模拡大の考え方については、最後にとりあげることとする。

第二に、「農政トライアングル」が兼業農家を温存させ、大規模化の障害になったという見方は、極めて皮相な歴史に対する後付けの解釈である。日本もその中に属するアジア・モンスーンの水田農業は、面積当たりの人口扶養力が高く、稠密な人口が農村に居住して農業が営まれてきた。それは、この地域におけるコミュニティ形成にも大きな影響を与えている。そして、その中でいち早く工業化を実現した日本では、農村から非農業部門への労働力移出が進んだが、多くの農家は農村にとどまり、兼業化をしつつ営農が継続された。それは、農家はその地域のコミュニティにとどまることを強く希望し、採算が悪化しても先祖から受け継いだ農地を耕作し続けることを選択したからである。政府によって兼業農家温存策が行なわれたから大規模経営が育たなかったというのなら、専業農家が多数を占める韓国でも依然として零細経営が主流であることを説明できない。しかしこのような経過をたどって、日本の農村は担い手の高齢化と減少によって持続可能性に黄信号がともるにいたり、このような経過を踏まえて、持続可能な農業・農村を実現するための従来の枠を超える取組みと政策が求められているのである。こうした

問題は韓国でも同様に生じており、中国でも表れつつあり、今後アジア諸国でも起きる可能性がある。日本の経験を生かして、アジア共通の課題として考えるべき問題なのである。

(注7) 八田・高田 (2010)

(注8) 農業を「自然資源経済」としてとらえる考え方については、寺西・石田 (2010) を参照されたい。

(4) 直接支払いをめぐる

次に、TPP推進の立場からよく主張される意見として、TPP参加によって農業に被害が出るならば直接支払いを行なえばよいという考え方を取り上げる。

まず指摘しなければならないのは、直接支払いを農政の主要な柱として導入してきたのが、EUやアメリカという農産物の大輸出国・地域であり、輸入国である日本とは、同じ政策でも意味合いが違ってくることである。ガット・ウルグアイ・ラウンドでは、世界的な穀物需給の緩和を背景に、EUの輸出補助金削減をめぐるEUとアメリカの攻防が主要な対立点であった。そして、EUが輸出補助金を削減し域内支持価格を引き下げると同時に、新しく直接支払いを導入し、それが生産調整を伴う場合には(青の政策)削減対象外とすることで、EUとアメリカ間の妥協が成立した。その後EUは、直接支払いを生産量とはリンクしない緑の政策にシフトし、アメリカも直接支払いを導入したのである。このように、EUとアメリカは直接支払いを導入し国内の農業補助金体系を維持・再編しながら、

世界の農産物市場の獲得をめぐる競争に勝っている。彼らは、輸出国・地域であり、元々競争力があるのであり、政策的な手当も受けて収益力の高い経営を維持している。一方日本が関税を撤廃して直接支払いに切り替えた場合、農産物の市況が低下した場合には直ちに直接支払いを増額しなければ、国内農業は存続できなくなる。したがって、輸入国の立場からすると、直接支払いは不確実性の高い保護手段であり、一定の関税を設定することは、当然の政策である。

次に、現在日本で聞かれることのある、関税を設定することがあたかも時代に合わない旧守的な政策であるかのような意見についてである。これは、世界の貿易交渉における関税をめぐる経緯を踏まえない意見である。ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の最大の特徴は、非関税措置を原則としてすべて関税化する包括的関税化に合意したことである。そしてそのために、当時の内外価格差を勘案して、関税化品目に高い関税率を適用することが容認されたのである。それに続くWTO農業交渉においても、当初はアメリカ等から関税を一律25%以下とするような過激な提案が行なわれたものの、現在は、重要な品目については高い関税率を適用することを前提として交渉が進められている。このようなことを勘案すれば、食料安全保障や多面的機能維持と深く結びついている農産物について、輸入国として一定の関税を設定することは、当然のことである。

2 なぜ貿易政策で農業が問題となるのか

「はじめに」で述べたとおり、TPPに関しては農業以外の問題も多い。

TPP推進論は、多分野におけるルールを取り決めることについて、知的財産権や投資などのルールを作ることにメリットがあるとして、日本がそのプロセスに遅れることなく積極的に入るべきだと主張する。しかし、実態はアメリカ主導による「日本、アジアのアメリカ化」という色彩が濃く、また従来のガット・WTO交渉でのルール作りへのわが国の関与実態を見ても、わが国がルール作りでどこまで主体的に役割を果たせるか疑問である。

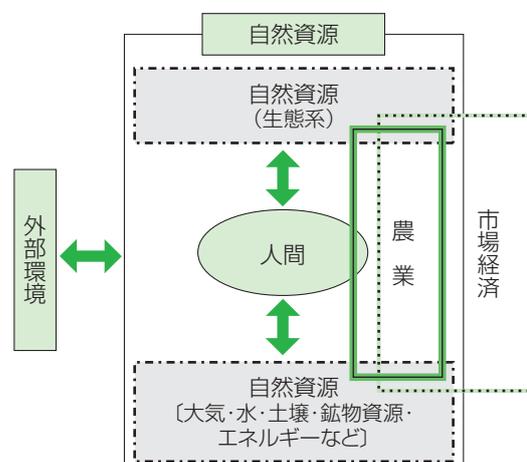
またTPP参加によって輸出が伸びるかどうかについても、TPP推進論者がよい事例としてあげる韓国の輸出の伸びは、ほとんどがウォン安によって説明でき、TPPによって成長は期待できないとする主張の方に説得力がある^(注9)。

農業の分野に関しては、本稿で見えてきたとおり、農業という営み・産業をどのようなものとしてとらえるかの違いが、主張の大きな違いとなって表れている。TPP推進論は、農業を他の産業と同列に見て、単純な貿易の利益の考え方によってTPP参加にメリットがあると主張する。しかしすでに見たとおり、これは農業のごく一部の側面しか見ない議論である。

第2図は、農業と自然資源、環境、市場

との関係を表わしたものである。農業は、人間が生態系に働きかけ、農地・水その他の自然資源を活用して農産物を得る行為である。人間自体生態系の一部であり、生態系はその他の自然資源および環境との間で相互に影響を及ぼし合っている。そして日本では、農産物の多くは市場をとおして取引されている。市場はその機能をとおして、資源の最適配分を行なうが、ここで注意が必要なのは、それは経済行為としての市場取引に限られるということである。市場をとおして資源の最適配分が行なわれても、それが同時に、人間と生態系・自然資源の間、また自然資源と環境との関係が最適であり持続可能であることは保証されない。市場をとおして資源が最適配分されていても、食料安全保障が損なわれてしまえば、それは生態系の一部としての人間の存立の持続可能性が毀損することである。市場取引によって最も効率的な農業が成立しても、それが同時に資源の枯渇を招き、環境破壊をもたらすこともありうる。農業

第2図 自然資源・人間・農業・市場



は本来、このような意味での市場の失敗を招きやすい特質をもっているのである。農業に関する市場の失敗について考えるのであれば、八田・高田（2010）が指摘した「農地集約の取引費用が大きいために規模拡大が妨げられる」というようなことだけでなく^(注10)、むしろまず、ここに挙げたような食料安全保障や資源・環境への悪影響などの、農業の多面的機能に関して生じる問題を見つめなければならない。それを基礎にしながら、農産物貿易や農業政策のあり方が議論される必要があるのである。

(注9) 中野（2011）

(注10) 八田・高田（2010）では外部性と公共財についてもとりあげられているが、その内容は、耕作放棄地が外部に及ぼす悪影響や「水田は水資源の涵養のためにも役立つので、水田には公共財として機能する一面がある。」などごく簡単なもので（pp.11-12）、農業における市場の失敗のとりえ方としてはまったく不十分である。

3 農産物貿易政策と農業政策の課題

以上、TPPと日本農業に関する議論をさまざまな角度から検討してきた。以下、最後に、これらを踏まえると、農産物貿易政策、さらには日本の農業政策は、どのような方向をめざすべきかについて、私見を述べたい。

まず農産物貿易政策については、単純な貿易の利益に依拠した政策ではなく、農業の自然資源経済としての特質をよく踏まえた政策を構築する必要がある。

具体的には、農産物の大輸入国として、

食料の対外依存がもたらす食料安全保障をはじめとする農業の多面的機能の毀損が生じないように、適切な国境措置を維持する必要がある。さらに、FTA交渉においてもWTO交渉においても、農業の多面的機能の維持が確保されるようなルールを確立することが求められる。WTO交渉では、農業の多面的機能などの非貿易的関心事項への配慮が当初から謳われていたが、実際の交渉過程では、それは具体的な条件に織り込まれることなく推移している。それをどう具体化させるか、輸入国の立場からのルール交渉能力が問われているといえよう。さらに、WTO自体に関しても、従来の多角的貿易交渉の場や紛争解決の場としての機能に加え、農業の多面的機能や食料主権の毀損など重大な市場の失敗が生じることを防止するためのモニタリングや改善策への取り組み等を、その本来的な機能としてしっかりと位置付ける必要がある。

次に、農業政策全般については、農業の自然資源経済としての特性を踏まえて、①産業政策、②食料安全保障政策、③農業の多面的機能の維持・発揮政策、さらにはこれらを支える④農村地域政策の4つを柱として、体系的に構築されることが望ましい。

第1の産業政策としては、わが国の食料自給率（供給熱量ベース）が40%と極めて低い水準にあり、また世界の将来の食料需給には不透明感が強いことを考えれば、単純に効率性のみを追求し、効率的な農業が成立できるところだけで農業を行なえばよいというような政策は失格である。わが国

の農地や水などの資源を有効に活用し、わが国の自然条件に適合した形で持続可能な農業が行なわれるような政策が必要であり、それを前提としたうえで、効率性の向上を図るべきである。

このような観点から、政府の「食と農林漁業の再生実現会議」が8月2日にとりまとめた中間提言の内容に触れることにしよう。この提言で新たに打ち出された注目すべき点として、土地利用型農業については平地で20～30ha、中山間地域で10～20haの規模をめざすとしていることが挙げられる。これは、「高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中、徹底的な話し合いを通じた合意形成により実質的な規模拡大を図」とされているように、単純に大規模経営育成をめざすものでないことに留意が必要である。担い手の高齢化とリタイアによって耕作放棄が発生し、農地の有効利用ができなくなることを防止するために、集落の徹底的な話し合いを行なってすすめるべきであり、集落営農を徹底して追求するものであるべきである。そして、担い手への農地集積をすすめるとは言っても、水や水路・道路の管理などは一部の担い手だけで行なうことは困難な場合が多く、その管理には集落の住民がそれぞれの立場から関わっていくことが、持続可能な農業につながっていくであろう。

また、農工商連携や6次産業化等を通じた競争力強化策も、ここに挙げた産業政策の一環として位置付けられよう。

第2の食料安全保障政策としては、さき

に述べたとおり、一定水準の食料自給率を確保するための関税設定は輸入国として当然であり、国際社会の中におけるそのルール化を図るべきである。そのような農産物貿易政策を柱としながら、一方では農産物の安定輸入方策をすすめることが課題になる。

第3の農業の多面的機能の維持・発揮方策については、まず貿易協定においては、農業の多面的機能を損なわないという原則を明確に打ち立てるべきであり、わが国はWTO、FTAそれぞれの交渉において、それを交渉条件として一層具体化していくことが望まれる。

また、国内の農業政策としても、農業の多面的機能の維持・増進を明確な目標とする政策の構築が求められる。わが国ではすでに、中山間地域直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策など、これに関連する政策が実施されてきているが、これらは限定的なものにとどまっている。農業が生態系や環境の持続可能性と密接不可分につながっていることを明確にして、体系的な政策を構築することが望まれる。その場合には、EUやアメリカで行なわれている農業・環境政策の手法が参考になろう。

さらに、このような多面的機能に着目した政策は、生態系サービス支払い等、農業政策の枠を超えた政策に発展していく可能性もある。これらの農業・環境政策は、その目的と政策手段をわかりやすい形で整理し、できるだけ検証可能な形で実行することが望ましいであろう。

最後に、このようにして持続可能な農業が営まれるためには、それが行なわれる場所である農村の地域社会が持続可能でなければならない。それは、新大陸を切り開いて成立した農業とは異なり、コミュニティが基礎となって資源を管理し営農を発展させてきた我が国の農業の場合には、特に重要な点である。東日本大震災で甚大な被害を受けた農漁村がかつてない深刻な危機に直面しているのは、それが農業・漁業の危機であるとともに、コミュニティの危機でもあるからである。したがって、これからのわが国の農業政策を考える場合にも、それがコミュニティの持続可能性としっかりリンクするような体系を指向する必要がある。

TPPは農業と農産物貿易のあり方について

根本的な問いを投げかけている。その解は、農業の本質をしっかりと見つめることによって求めなければならない。

<参考文献>

- ・石田信隆 (2010a) 「TPPと戦略的経済連携」『農林金融』12月号
- ・石田信隆 (2011) 『TPPを考える』家の光協会
- ・石田信隆 (2010b) 『解説・WTO農業交渉』農林統計協会
- ・寺西俊一・石田信隆編著 (2010) 『自然資源経済論入門1 農林水産業を見つめなおす』中央経済社
- ・中野剛志 (2011) 『TPP亡国論』集英社新書
- ・八田達夫・高田眞 (2010) 『日本の農林水産業』日本経済新聞出版社
- ・山下一仁 (2011) 「自由貿易が日本農業を救う」『農業と経済』2011.5月臨時増刊号, 昭和堂
- ・「[フォーラム]『平成の開国』型貿易政策の真意を問う」『世界経済評論』2011年5・6月号, 世界経済研究協会

(いしだ のぶたか)



国際経済体制の再構築と日本の対応

— TPPを超えて —

基礎研究部副部長 清水徹朗

〔要 旨〕

- 1 経済活動が広域化するのに伴って多国間の秩序形成が進み、貿易制度も形成されたが、1930年代の経済ブロック化がもたらした第二次世界大戦の反省から戦後の国際経済体制が構築された。GATTによる関税削減交渉によって関税率は低下したが、一方で途上国の経済開発が大きな問題になった。
- 2 江戸時代に鎖国政策をとっていた日本は幕末に開国に踏み切ったが、その際、欧米諸国と締結した修好通商条約は関税自主権を失う不平等条約であった。その後の明治政府にとってこの不平等条約の改正が重要な外交課題になったが、日本が関税自主権を回復するまで50年以上かかった。戦後締結された安保条約では、日米間の経済関係強化の規定が盛り込まれ、その後日本は日米同盟を基軸に経済成長を遂げた。
- 3 70年代以降、アジアNIES、ASEANの経済発展に伴ってアジア太平洋経済圏が形成され、89年にAPECが結成された。APECは94年のボゴール宣言により域内の貿易・投資を自由化していくことを決議したが、アジア通貨危機以降はAPECの影響力は弱まった。
- 4 60年代まで圧倒的な経済力を有していた米国は次第に衰え、円高が進行した後も日米間の貿易不均衡が続いた。そのため米国では日本批判が強まり、貿易交渉の結果、鉄鋼、自動車、半導体の輸出自主規制が行われた。80年代後半以降、米国の対日圧力はさらに強まり、MOSS協議、日米構造協議、日米包括経済協議などにより、米国は日本の制度改革を要求した。こうした米国の対日圧力が日本の規制緩和・規制改革に強い影響を与えた。
- 5 TPPは米国主導でアジア地域を統合しようとする米国のアジア戦略であるが、グローバル展開をしている日本企業もTPPによる関税撤廃を望んでいる。TPP交渉の参加国は、農産物輸出国か農業がほとんどない国であり、農産物輸入国である日本とは立場が異なる。TPP交渉は米国主導で進められており、アジアを分断させ、日本がTPPに参加すると日本農業に深刻な打撃を与えるであろう。
- 6 世界経済は、米国の相対的縮小、中国、インドの成長、ロシアの復権など大きく変化しており、WTO交渉においても途上国の影響力が強まっているため、ドーハラウンドは暗礁に乗り上げている。また、WTOの基本原則に反するようなFTAの締結が盛んになっている。経済活動がグローバルするなかで経済制度の国際的な調整は必要であるが、これまでのような欧米主導での制度形成は改めるべきである。今後日本は、米国偏重の外交を改め、中国、インドとの関係を深めていく必要がある。

目次

はじめに

1 国際経済体制の形成と展開

- (1) 国際秩序の形成過程
- (2) 貿易論争と関税制度
- (3) GATT・IMF体制の成立と変遷
- (4) 途上国の開発問題と国際秩序の変化

2 日本の対外経済関係の変遷

- (1) 日本の「開国」と不平等条約の締結
- (2) 関税自主権の回復と日本のアジア進出
- (3) 日米安全保障条約の締結とGATT加盟

3 アジア太平洋経済圏の形成とAPEC

- (1) 「アジア太平洋経済圏」の形成
- (2) APECの結成と展開

4 日米経済摩擦と米国の対日経済政策

- (1) 日米間の貿易不均衡と貿易摩擦
- (2) 米国の対日通商・経済政策
- (3) 日本の規制緩和に対する米国の影響

5 TPPの背景と問題点

- (1) TPPの背景
- (2) TPP交渉参加国の概況
- (3) TPPの問題点

6 国際経済体制の再構築の課題

- (1) 世界経済の構造変化
- (2) WTO体制の再構築
- (3) 経済制度の国際調整問題
- (4) 新しい世界秩序の構築に向けて

はじめに

昨年（2010年）10月に、菅首相がTPPへの参加検討を表明して以来、TPPを巡る論議が盛んに行われてきた。真っ先に反応したのは、米国、豪州、ニュージーランドという農産物輸出国との間で関税が撤廃されることによる日本農業への影響を懸念した農業関係者であったが、その後、TPPの影響が農業のみならず医療、保険、金融など国民生活に広く及ぶことが明らかになるにつれ、様々な分野からTPPに対する懸念、反対が表明されるようになっていく。

今年3月に発生した大震災と原発事故によりTPP参加検討は先送りされ、現在はTPP論議は下火になっているが、交渉は続けられており、TPP論議が再燃する可能性はあろう。

TPPの本質、または日本農業や国民生活に与える影響については、既に多くの著書・レポートが発表されているが、本稿では、これまでのTPP論議を踏まえ、TPPを国際経済体制との関係で位置づけ、日本としてTPPにどう対応すべきか、今後の世界・アジアの経済秩序をどう構想すべきかについて考えてみたい。

（注1）菅首相の表明から2ヵ月後に『TPP反対の大義』（農文協編）が出版され、その後、米国の対日経済政策との関係や、農業及び国民生活への影響などについて多くの著書が出版されている（文献リスト参照）。

1 国際経済体制の形成と展開

WTO、IMFに代表される現在の国際経済体制は、第二次世界大戦の反省をふまえて戦後形成されたものであるが、最初に、貿易制度を中心に、その形成過程と変化をた

どっておきたい。

(1) 国際秩序の形成過程

人類は古代より周辺地域との交易を行い、また領土をめぐる戦争もたびたび行われたが、こうしたなかで商慣習が形成されたり、儀礼関係や協定などにより周辺地域との関係を保つ仕組みが構築された。

さらに、商品取引が盛んになり経済活動が広域化するのに伴って、国家間の調整も広域化し、次第に多国間の秩序形成の動きが出てきた。欧州における、30年戦争後のウェストファリア体制（1648年）、ナポレオン戦争後のウィーン体制（1815年）、ドイツ関税同盟（1834年）などが初期の多国間の枠組みであり、第一次世界大戦後にはベルサイユ体制（1919年）が形成され、1920年に国際連盟が設立された。

一方、15世紀以降、新大陸の「発見」や航海技術の発達により欧州諸国の世界進出が盛んになり、欧州諸国はアジア、アフリカ、南米地域を植民地とし、欧州による支配体制が形成された。

第二次世界大戦後は、国際連盟を解散して国際連合が設立されたが（1946年）、同時に、米国を中心とした西側の国際経済秩序であるGATT・IMF体制が形成された。一方、ソ連を中心とした社会主義国によりコメコン（経済相互援助会議）が組織され、1989年まで東西冷戦構造が続いた。

(2) 貿易論争と関税制度

国際間の貿易関係が盛んになるにつれて

貿易に伴う利害対立が強まり、特に税収確保と国内産業保護を目的に設けられた関税を巡る論争が盛んになった。貿易論争の歴史は、そのまま経済学（特に貿易論、国際経済学）の発達の歴史でもあった。

貿易に関する主な思想・主張は、以下の通りである。

①重商主義

16～18世紀の絶対王制の時代では、イギリスの東インド会社に代表されるように、国家が貿易に深く関与していた。この時代の政策体系は重商主義と呼ばれており、富の源泉が輸出と輸入の貿易差額にあるとして、国による産業保護と輸出奨励が行われ、輸入は制限された。

②自由貿易主義

重商主義の政策体系に根本的批判を与えたのがアダム・スミスであり、スミスは自由な貿易（交易）による分業こそ経済発展の源であるとし、『国富論』において自由貿易を主張した。スミスの自由貿易論を体系的に整備したのがリカードであり、リカードは「比較優位説」により自由貿易の利点を示し、当時の穀物法（輸入穀物に対する高関税）を批判した。穀物法は1846年に廃止され、その後、イギリスは自由貿易の道を進むことになる。

③保護貿易主義

一方、マルサスは食料の安定供給という観点から穀物法を擁護し、リカードと対立した。また、ドイツの経済学者リストは、産業発展の遅れた段階で自由貿易を採用すると産業の発展が阻害されるとして、関税

による保護貿易を主張した。こうした自由貿易と保護貿易の論争は明治期以降の日本でもあり、自由貿易論者として田口卯吉、石橋湛山などがおり、保護貿易を唱えた者として河上肇、犬養毅などがいた。

こうした論争を経て貿易制度、関税制度が形成されたが、1930年代に世界恐慌によって経済状況が悪化すると、自由貿易を標榜していたイギリスも自国産業保護のため経済ブロック（英連邦特惠関税制度）を形成し（1932年）、英連邦以外の国・地域からの貿易を制限した。そして、これを契機に世界経済のブロック化が進み、世界不況が深刻化して、ついには第二次世界大戦に至った。

(3) GATT・IMF体制の成立と変遷

こうした第二次世界大戦に至る戦前の世界体制に対する反省として戦後生まれたのが国際連合やGATT、IMF、世界銀行であり、米国を中心とした戦後の世界体制（ブレトンウッズ体制）が構築された。

GATTは1947年に23カ国で出発したが、加盟国数はその後大きく増加し、現在は153カ国になっている。GATTでは数次にわたり関税削減交渉が行われ、加盟国の関税率は徐々に引き下げられた。さらに、東京ラウンド（1973～79）の頃から非関税障壁がとりあげられるようになり、ウルグアイラウンド（1986～94）では、サービス貿易（GATS）、知的財産権（TRIPS）、投資関連（TRIMS）など物品貿易以外の分野での協

定が締結され、またGATTはWTO（国際貿易機関）として正式な国際機関になった。

社会主義路線のなかでかつてGATTを批判していた中国も2001年にWTOに加盟し、まもなくロシアもWTOに加盟する予定であり、WTOは世界の貿易秩序を協議し貿易紛争を処理する重要な場となっている。

一方、IMFは金とドルの交換を前提とした国際通貨制度（金為替本位制）として1946年に設立されたが、米国の国際収支悪化のため1971年にドルと金との交換を停止した（ニクソンショック）。しかし、その後もドル基軸通貨体制は維持されており、またIMFは途上国の開発問題に関与するなど現在でも国際経済において大きな役割を果たしている。

(4) 途上国の開発問題と国際秩序の変化

このように戦後の世界貿易の枠組みを形成してきたGATTであるが、1960年代以降大きな問題として浮上してきたのが途上国の経済開発問題である。1950年代以降、アジア、アフリカ諸国の独立が進んだが、途上国から先進国中心の世界経済体制に対する批判が強まり、1964年にUNCTAD（国連貿易開発会議）が設立され、国際経済体制の改革を求める要求が強まった。そのため、1965年にGATTのなかに最恵国待遇原則の例外として途上国に対する特惠関税制度が設けられ、さらに1974年には国連総会で「新国際経済秩序（NIEO）」が宣言され、GATT条項も一部修正された。

ドーハラウンドの正式名称が「ドーハ開

発アジェンダ」であることに現れているように、途上国の経済開発問題はWTO成立後も大きな問題であり続けており、現在WTO交渉が難航している最大の要因は途上国と先進国の対立である。

また、GATT (WTO) は「自由、無差別、多角」を基本原則にしているが、こうしたGATT原則に反するような地域主義 (FTA, 関税同盟) の動きが盛んになっている。FTAや関税同盟は特定の国の間で関税を撤廃する経済統合の一形態であるが、GATTの最恵国待遇原則と矛盾する側面があるため、GATTでは一定の条件を満たすものに限ってFTAや関税同盟を認めてきた。GATT成立当初あったFTA・関税同盟はベネルクス関税同盟など小規模で数も少なかったが、1958年にEECが結成され、さらに90年代には、ECと旧東欧諸国との間で多くのFTAが締結されるとともに北米でNAFTAが成立し、2000年以降は世界各地でFTAが乱立する状況になっている。

2 日本の対外経済関係の変遷

(1) 日本の「開国」と不平等条約の締結

周知のとおり、日本は江戸時代に鎖国政策をとっており、長崎の出島におけるオランダ、中国を例外として外国との自由な貿易を認めていなかった。しかし、黒船来航 (1853年) の後、米国からの圧力に押され、日本は1858年に日米修好通商条約を結び、横浜など長崎以外の港での貿易を認めることになった。^(注2)

しかし、この条約は、①輸入関税の協定制度 (関税自主権の喪失)、②片務的最恵国待遇、③領事裁判権、という日本にとって不平等な内容を含むものであり、のちの明治政府にとってこの不平等条約の改正は最も重要な外交課題となった。

欧米諸国と不平等条約を締結したことは中国 (清朝) も同様であり、清朝はアヘン戦争後の南京条約 (1843年) とアロー号事件 (第二次アヘン戦争) 後の天津条約 (1858年) によって、香港をイギリスに割譲するとともに関税自主権を失い、半植民地的状況に陥った。そのため、こうした清朝の状況に危機感を持った人々によってその後革命運動が起き、清朝は1912年に滅亡した。

(注2) 黒船来航の翌年 (1854年) に日米和親条約が締結されたが、これは物資補給のための寄港等を認めたものであった。なお、日米修好通商条約の後、日本はイギリス、フランス、オランダ、ロシアと同様の通商条約を締結した。

(2) 関税自主権の回復と日本のアジア進出

1868年に成立した明治新政府は、欧米諸国との不平等条約の改正を最大の外交課題に掲げ、新政府成立直後に欧米諸国を訪問した岩倉使節団 (1871~73) の目的の一つは、この不平等条約の改正であった。

しかし、その後、井上馨、大隈重信、陸奥宗光、小村寿太郎などの歴代外相が多大な努力を注いだものの、条約改正交渉は難航し、日本が関税自主権を最終的に回復するのは日米修好通商条約締結から53年を経た1911年のことであった。^(注3) 関税自主権の回復後、日本は育成すべき産業の関税率を高

め、それがその後の日本の経済発展に寄与した。

しかし、条約改正が実現したのは日本の国力が欧米諸国に認められたからであり、その過程で日本は軍事力を強化し、日清戦争（1894～95）、日露戦争（1904～05）を戦い、周辺アジア諸国に進出した。そして、江華島事件のあとの日朝修好条規（1876年）によって日本は朝鮮の関税自主権を奪い、1910年の韓国併合によって朝鮮半島を植民地化して朝鮮の外交権を奪った。また、日清戦争後に中国（清国）との間で締結した下関条約（1895年）も、中国に対する不平等条約であった。このように、日本の条約改正（関税自主権回復）は、周辺アジア諸国への進出と密接にリンクして進められたのであり、その後日本は、1930年代に日中戦争を起し、最終的には対米戦争に突入していった。

〔注3〕井上清『条約改正—明治の民族問題—』（岩波新書、1955）、服部之総「条約改正および外交史」（『服部之総全集 第5巻』、1932）。

（3）日米安全保障条約の締結とGATT加盟

1945年に戦争に敗れた日本は、米国を中心とするGHQの占領統治下に置かれ、米国主導で戦後改革（農地改革、財閥解体、新憲法制定等）を行った。

占領統治は1952年に終わり日本は独立したが、その際に、日本は米国との間で日米安全保障条約を締結した。安保条約は、朝鮮戦争勃発を受けた日米間の軍事同盟であったが、1960年に改定された新しい安保条

約には、第2条に両国間の経済関係強化の規定が盛り込まれ、その後日本は、経済的にも米国からの強い影響を受け続けることになった。

しかし、安保条約によって日本は国土の一部を米軍基地として使用することを認め、また同時に締結された地位協定によって日本は裁判権の制約を受けるなど、安保条約は不平等性を有しており、日本政府は在日米軍の経費の一部を負担し続けている。

その一方で、日本は、1951年にILO、FAOに加盟し、52年にはIMFに加盟した。さらに、53年にGATTに加盟申請を行い、米国の後押しもあって55年にGATTに加盟した。56年には国際連合にも加盟している。こうして国際社会に復帰した日本は、その後、日米同盟を基軸にして経済成長を遂げていくことになる。

このように、日本は米国の大きな圧力を受けて「開国」と「戦後改革」を行ったが、いずれの場合も米国との間で片務的な不平等条約を締結させられた。菅首相はTPPを「第3の開国」と言ったが、TPPが米国に有利で日本に不利な不平等条約にならないという保証はない。

〔注4〕改定された日米安保条約の正式名称は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約」であり、その第2条に以下のような条文がある。「締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進する……。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを防ぐことを努め、また、両国間の経済的協力を強化する。」

〔注5〕2011年度において日本が負担している在日米軍関係経費は6,911億円（防衛省4,859億円＋防衛省以外2,052億円）であり（防衛省による）、その一部は「思いやり予算」と呼ばれている。

3 アジア太平洋経済圏の形成とAPEC

(1) 「アジア太平洋経済圏」の形成

戦後の日本は日米同盟を基軸に経済成長を遂げるが、70年代以降、アジアNIES、ASEANの経済発展に伴って、日本・米国とアジア地域との経済関係が深まり、アジア太平洋地域が一つの経済圏として注目されるようになった。「アジア太平洋経済圏」の構想は既に60年代からあったが、相互の経済関係が緊密化するのには80年代からであり、80年には太平洋経済協力会議（PECC）が結成されている。

また、豪州、ニュージーランドは英連邦の一員としてかつてはイギリスとの経済関係が深かったが、73年にイギリスがEECに加盟して以降、両国は米国、アジアとの関係が強まり、そのことが「アジア太平洋」の地域的枠組みが重要になったもう一つの要因であった。

(2) APECの結成と展開

こうした過程を経て、89年にアジア太平洋の12カ国（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、日本、韓国、ASEAN6カ国）によってAPEC（アジア太平洋経済協力）が結成された。APECには、その後、91年に中国、台湾、香港、93年にメキシコ、パプアニューギニア、94年にチリ、98年にロシア、ペルー、ベトナムが参加し、現在、加盟国・地域は21になっている。93年からは毎年首

脳会議が開催され、APEC首脳会議は米国、中国、ロシア、日本など主要国の首脳が一堂に会する重要なイベントになっている。

APECは、参加国に拘束力を持つFTA・関税同盟ではなく、「開かれた地域協力（地域主義）」を唱えているが、94年にボゴール宣言により、先進国は2010年、途上国は2020年までに加盟国間の貿易・投資を自由化することを決議した。さらに、95年に大阪行動指針、96年にマニラ行動計画を策定し、貿易・投資自由化の道筋を示した。

しかし、97年に発生したアジア通貨危機に対してAPECとして有効な対策を打ち出せなかったこともあり、その後、APECの影響力は急速に失われていった。

4 日米経済摩擦と米国の対日経済政策

(1) 日米間の貿易不均衡と貿易摩擦

このようにアジア太平洋の経済圏が形成され、米国・日本とアジア地域との関係が緊密化したものの、60年代まで圧倒的な力を有していた米国の経済力は次第に衰え、米国の貿易収支は悪化していった。

71年のニクソンショックを経て、73年より円は変動相場制に移行し、円高が進行したが、日本国内の経済不況により米国に対する輸出ドライブはさらに強まり、日本の対米貿易黒字は拡大した。特に80年代に日米間の貿易不均衡は急拡大し、米国の対日貿易赤字は、80年に99億ドルであったが、85年にはその4倍以上の462億ドルに急増

し、急速な円高が進んだ86年以降も米国の対日貿易赤字はさほど減少しなかった。そのため、米国の産業界から日本批判が強まり、日米間の貿易摩擦が先鋭化した。

(2) 米国の対日通商・経済政策

日米間では、既に50年代から日米繊維交渉が行われていたが、貿易摩擦が一層強まるにつれて鉄鋼、自動車、半導体などについても二国間交渉が行われ、その結果、日本は米国に対して輸出量の数量規制（輸出自主規制）を行った。

しかし、80年代に米国の貿易赤字はさらに拡大したため、85年には日米間でMOSS協議（Market-oriented Sector-Selective Talks：市場重視型個別協議）が行われた。また、米国は88年に包括通商競争法を制定し、スーパー301条によって対日制裁を可能にするとともに、アンチダンピング法を強化した。さらに、89年には日米構造協議^(注6)が始まり、翌90年にその最終報告書が作成されたが、その中に、土地税制の見直し、大店法改正、独禁法強化など日本の制度改革を求める内容が盛り込まれた。

その後、93～94年の日米包括経済協議を受けて、94年から米国は日本に対して毎年「年次改革要望書」を提出し、日本政府がその実施状況を米国に報告する^(注7)ということが2008年まで15年間続けられた。また、97年には「規制緩和及び競争政策に関する日米間の強化されたイニシアティブ」が合意され、2001年からは「成長のための日米経済パートナーシップ」のもと日米投資イニ

シアティブが設置された。

一方、84年には、日米円ドル委員会により日本における金融自由化の道筋が示され、さらに85年のプラザ合意によって急速な円高が進んだ。

このように、80年代以降、日米間の貿易摩擦が激しくなるに伴って、米国の日本に対する経済改革要求が強まったということができる。

(注6) 「日米構造協議」の英語名はStructural Impediments Initiative（「構造障壁イニシアティブ」）であり、「米国が日本の改革を主導・指導する」というニュアンスを含んでいる。

(注7) 2009年に民主党政権が成立したため、09年には「年次改革要望書」が提出されなかったが、2010年に「日米経済調和対話」と名を変えて復活した。

(3) 日本の規制緩和に対する米国の影響

こうした米国の対日圧力が日本の規制緩和・規制改革に強い影響を与えたことについては、既に多くの論者が指摘している^(注8)が、そのことを具体的にみてみよう。

日本における行政改革は、81～83年に行われた臨時行政調査会（いわゆる「土光臨調」）が出発点であり、その後、行革審（臨時行政改革推進審議会）が93年まで設けられた。この行政改革、民営化の動きは、80年代のレーガン、サッチャーの「新自由主義」に連動しているものである^(注9)が、この時期の行革は必ずしも米国の圧力で行われたものではなく、当時の日本が直面していた財政悪化、国鉄債務問題などを解決するため、経済界の意向を受けて行われたものであった^(注10)。

しかし、80年代後半より米国の対日圧力

第1表 日米経済交渉と日本の規制改革

日米経済交渉		日本の規制改革	
1981	レーガン大統領就任	1981-83	臨時行政調査会
1984	日米円ドル委員会	1984	金融自由化・円国際化報告書
1985	MOSS協議、プラザ合意	1985	電電公社、専売公社民営化
1986	日米半導体協定	1986	前川レポート
1988	包括通商・競争力法	1987	国鉄民営化
1989-90	日米構造協議	1988	オレンジ・牛肉輸入自由化決定
1993-94	日米包括経済協議	1991	大店法改正
1994-08	対日年次改革要望書	1993	平岩レポート
1997-01	日米規制緩和対話	1995	規制改革推進計画
2001	成長のための日米経済パートナーシップ	1996	金融ビッグバン構想
2001-09	日米投資イニシアティブ	1998	規制緩和委員会
2010	日米経済調和対話	1999	労働者派遣法改正
		2000	大店法廃止
		2001	総合規制改革会議
		2003	構造改革特区法
		2005	郵政民営化関連法

資料 筆者作成

が強まるにつれて、日本の規制緩和において米国の影響が次第に強くなっていった。86年に発表された前川レポート（「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」）は、米国の対日圧力を受けて作成されたものであり、93年には、経済改革委員会が規制緩和、経済改革に関するレポート（平岩レポート）を作成し、これを受けて95年に規制緩和推進計画が策定された。いずれもMOSS協議、日米包括経済協議の時期と重なっている。

そして、98年には規制緩和委員会が設けられ、それが01年からの「小泉構造改革」につながっていった。96年に提案された「金融ビッグバン」や07年に実施された郵政民営化も、こうした脈略のなかで理解することができる。

日本における規制緩和・規制改革の動きは、日本の国内問題として受け止められがちであるが、日本で規制緩和が進められた時期と米国の対日改革要求が強まった時期は重なっており、日本の規制緩和は米国の

強い要求を受けて行われてきたといえよう（第1表）。萩原伸次郎は、こうした米国の日本に対する制度改革要求の延長線上でTPPをとらえるべきであり、TPPは、橋本構造改革（1996～98）、小泉構造改革（2001～06）に次ぐ「第3の構造改革」であると指摘している（『TPP 第3の構造改革』）。

（注8） 内橋克人・グループ2001『規制緩和という悪夢』（文藝春秋、1995）、関岡英之『拒否できない日本—アメリカの日本改造が進んでいる—』（文春新書、2004）、原田武夫『騙すアメリカ 騙される日本』（ちくま新書、2005）、小林興起『在米主権経済』（光文社、2006）、本山美彦『売られ続ける日本 買いまくるアメリカ』（ビジネス社、2006）、本山美彦『姿なき占領—アメリカの「対日洗脳工作」が完了する日—』（ビジネス社、2007）、萩原伸次郎『ワシントン発の経済「改革」』（新日本出版社、2007）。

（注9） 80年代以降の規制緩和（新自由主義）に大きな影響力を与えたのはフリードマンであり、フリードマンは『資本主義と自由』（1962）のなかで、政府規制の多くは撤廃すべきであると主張しており、同じシカゴ大学のスティグラールは『小さい政府の経済学』（1975）において規制緩和の必要性を主張している。

（注10） 臨調の議論を経て、85年に電電公社（現NTT）、専売公社（現JT）、87年に国鉄（現JR）が民営化された。

5 TPPの背景と問題点

(1) TPPの背景

以上、国際経済体制、日本の対外経済関係を概観し、アジア太平洋経済圏が形成される一方で、米国との貿易摩擦が生じて米国の対日圧力が強まり、それが日本の制度形成（規制緩和等）に大きな影響を与えてきたことを示した。

昨年からTPP交渉が進められており、日本でもその参加を巡る論議が盛んになっているが、このTPPを日本をとりまく国際環境のなかでどう位置付けることができるだろうか。

① アジア太平洋地域の経済統合

米国は、06年にAPEC加盟国全体のFTAであるFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）を提案したが、あまりに遠大な構想であったため他のAPEC加盟国から賛同を得られなかった。そのため米国は、実現可能な国に限ったTPP交渉を始め、それを他のAPEC加盟国まで広げるという戦略をとるに至った。ある意味では、TPPはAPEC加盟国の貿易・投資自由化を決議したボゴール宣言に沿ったものであり、TPPはアジア太平洋地域の経済統合の一つのステップであるという見方もできるかもしれない。

しかし、中国は米国主導のTPPには参加しないであろうし、まだWTOにも加盟していないロシアがTPPに参加することは考えられないため、TPPがAPEC全体のFTA

になるのは困難であろう。

② 米国のアジア戦略

アジア地域は世界経済の成長センターになっており、米国にとってアジア地域は、貿易、投資や安全保障において非常に重要な地域である。米国は、こうした成長するアジア地域において米国抜きで経済統合が進むことを快く思っておらず、米国とアジア地域との関係を維持・強化し、米国の輸出・投資を増大させたいと考えている。TPPは、こうした成長するアジアを取り込もうとする米国のアジア戦略であるということができる。

③ 日本企業のグローバル展開

経済のグローバル化が進むにつれて部品供給を国境を越えて行うことが多くなり、貿易に占める企業内貿易の割合が高まっている。国際的に事業を展開する企業にとって国境を越えるたびに関税を払うのは負担になっており、できれば関税を払いたくないと思っている。FTAは関税撤廃を原則としており、日本の企業はTPPによってこの関税支払いがなくなることを望んでいる^(注11)。

特に、韓国が米国、EUとのFTAに合意しており（米国とのFTAは未批准）、もし米韓FTAが発効すると、韓国製品に対しては米国の関税はかからなくなるが、日本製品に対しては引き続き関税がかかるため、その分、日本が競争上不利になることを懸念し、日本の産業界はTPP（あるいは日米FTA）を求めている。

(注11) 例えば、日本の対米輸出額は10兆円であり、米国の平均関税率を2.5%とすると、年間の関税額は2,500億円になる。また、日本から豪州への輸出額は1兆4千億円で、そのうち約6割は自動車及び自動車部品であり、その関税率を5%とすると関税額は420億円である。TPP（あるいはFTA）で関税が撤廃されると、この関税支払いはなくなる。なお、関税は輸入業者が支払い、最終的には製品価格に転嫁されて消費者が負担することになるが、輸出企業にとってはその分コスト高になり、競争上不利になる。

(2) TPP交渉参加国の概況

TPP交渉参加9カ国のうち、米国が経済規模、貿易額において突出した存在になっており、TPPは米国主導の交渉になっている。

TPPはP4（2006年に発足したニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイによるFTA）を拡大したものであるが、P4の参加国は新自由主義的な国家であるチリ、ニュージーランドと、農業のない小国シンガポール、ブルネイである。そのため、P4の4か国では農業が大きな問題ではなく、P4協定では農産物も含め例外がほとんどない関税撤廃を行っている。

このP4を利用することを考えたのが米国であり、現在、P4の4カ国に加えて、米国、豪州、ペルー、マレーシア、ベトナムの計9か国で交渉を行っているが、いずれも農水産物輸出国であり、農水産物の大きな輸入国である日本とは立場が大きく異なっている。日本は、TPP参加国のうち米国、豪州、ニュージーランドを除く6カ国とは既に個別にFTAを締結しており、問題は未締結の米国、豪州、ニュージーランドである。

なお、米国がFTAを締結している東アジアの国はシンガポールのみであり、韓国とのFTAは批准されておらず、タイとのFTA交渉は中断したまま再開のめどはたっていない。その意味で、TPPが成立することは米国にとっては非常に意味が大きい。

(3) TPPの問題点

① 米国主導の制度形成

TPPは米国のアジア戦略であり、TPPでは、これまで米国が日本に対して求めてきたような米国にとって有利な制度が導入される可能性が高い。

特に米国が狙っているのは、保険、医療、金融分野である。既にこれまでの規制緩和の結果、日本には外資系保険会社が多く参入しているが、米国は日本に対して混合医療（保険診療と保険外診療の併用）を導入することにより、日本の優れた国民医療保険制度を弱体化させ、保険ビジネス、医療ビジネスのさらなる拡大を狙っている。

米国では、公的医療保険制度がないため所得が低い人々は医療費の支払いができず、ローンの返済に追われ、生活のために軍に入隊するという人もいる。米国は、医療保険制度が未整備のまま多大な軍事費を投入し、その一方で高額所得者への減税を続けており、財政赤字が続いている。^(注12)米国は、日本や他のアジア諸国がモデルにするような国ではないことを認識する必要がある。日本の規制緩和が米国の強い圧力のもとで進められたことが明らかになっているが、その結果、日本では格差拡大、地域経

済の衰退、財政赤字増大が起きた。TPPによってアジア太平洋地域全体が米国の制度で統一され米国流の市場経済が導入されることは問題が多い。

これまで米国が日本に対して行ってきた制度改革要求が、TPPに参加すると条約に基づく義務になる。そうすると、日本は自らの判断で制度を作ることが困難になり、『TPP亡国論』（中野剛志）が出てくるのも当然であろう。TPPは、日米修好通商条約、日米安全保障条約に次ぐ「第3の不平等条約」になる可能性がある。そもそも、小泉構造改革を批判して政権の座についた民主党がTPPを推進すること自体が矛盾しているといえよう。

（注12）米国の軍事費（2009年）は7,670億ドル（約73兆円）と巨大である。堤未果『ルポ 貧困大陸アメリカ』（岩波新書、2008）、同『ルポ 貧困大陸アメリカⅡ』（岩波新書、2010）では、公的医療保険制度がないため、多くの国民がローン返済に追われ、それがイラク戦争と結びついているアメリカの悲惨な現実をよく伝えている。

② 米国によるアジアの分断

TPP交渉に参加しているのは、東アジアのなかの一部の国（マレーシア、ベトナム、シンガポール、ブルネイの4カ国）にとどまっている。日本は国内調整ができず交渉に参加していないし、中国には参加の意思がない。韓国も、既に米韓FTAに合意しているため、その批准を優先させている。TPPはASEANの10カ国のうちの4カ国のみの参加であり、タイ、インドネシア、フィリピンというASEANの主要メンバーが参加していない状況でTPPが成立すると、

ASEANが分断されることになる。タイは米国とのFTA交渉を中断させたし、インドネシアは米国とは一定の距離を置いている。

したがって、TPPを進めることは、これまで進められてきたASEAN+3、ASEAN+6の枠組みやASEAN共同体構想と矛盾し、その整合性が問われることになるであろう。

③ 日本農業に対する深刻な打撃

日本は、TPP交渉参加国のうち6カ国とは既にFTAを締結しているが、日本がこれまで締結したFTAでは、重要品目を関税撤廃品目から除外してきた。日本がTPPに参加すると、これらの6カ国との間の既往FTAの見直し（修正）が必要になるであろうし、そうすると、日本が締結してきた他の国とのFTAも修正を求められる可能性がある。

一方、日本は、米国、豪州、ニュージーランドとはFTAを締結していないが、それはこれらの国が農産物の大輸出国であり、重要品目の例外扱いができない可能性が高いためである。豪州とのFTA交渉は、既に交渉開始から4年が経過し、これまで12回の交渉を行っているが、未だに決着していない。TPPは、こうした難しい国との間のFTAを米国の力を借りて力づくで一気に締結するようなものである。

TPPで問題になると考えられる重要品目は、米、小麦、乳製品、砂糖、牛肉、豚肉などであり、TPPは米のみの問題ではない。食料自給率が14%まで低下するという農水

省の試算は特殊な前提をもとにしたものであり、実際にはそれとは異なる結果になる可能性が高いが、関税を撤廃した場合、日本農業に深刻な影響があることはまちがいない。農業が被る損失を直接支払いで補てんすればいいという提案もあるが、財政難の折、直接支払いの財源には限界がある。また、農産物輸出も多くは期待できない。

④ 投資条項による経済主権の喪失

投資条項はさらに問題を多く含んでいる。米国はNAFTAにおいて投資条項（投資家国家紛争解決）を入れたが、その結果、投資に関する訴訟が多発している。この投資条項は、当該国の政策によって投資企業が損失を受けた場合、その企業が当該国政府に対して損害賠償請求の提訴ができるというものであり、その審理は米国で行われ（国際投資紛争処理センター）、一度判決（裁定）がでると上訴もできない。この条項が入ると、政府は政策を導入する際に外資企業にマイナスの影響がないよう配慮しなくてはならなくなり、経済主権を失うことになる。

豪州は米国とのFTAにおいてこの投資条項を入れることを拒否したが（『異常な契約 TPPの仮面を剥ぐ』（2011））、米韓FTAではこの条項が入っており問題視されている（『韓米FTAと韓国経済の危機』（2009））。

TPP交渉において、米国は投資家国家紛争解決条項を入れることを画策してくる可能性が高く、その動向を注視していく必要がある。

⑤ 決裂の可能性があるTPP交渉

TPP交渉は既に7回の交渉が行われており、今年11月にハワイで開催されるAPEC首脳会議での合意を目指している。しかし、11月に何らかの「大筋合意」はなされるであろうが、TPP交渉は各論にはいると各国の利害が対立し、それほど簡単には合意できず、最終合意に至るまでにはまだかなり時間がかかるであろう。

過去の例を紹介すると、米国は1994年にFTAA（米州自由貿易地域）を創設することを南米諸国と合意したが、その後、南米諸国が米国に反旗を翻して、2005年にFTAA構想は空中分解した。また、米国はタイと04年にFTA交渉を開始したが、タクシン首相の失脚、タイの実情を無視した米国の要求のため、交渉は中断しており、交渉再開の見通しはない。こうした過去の事例のように、TPP交渉も最終合意に至らずに決裂する可能性は十分あると考えられる。

米国のこれまでの対日要求から考えるとTPPは問題を多く含んでおり、TPPは日本の国家主権を米国にゆだねるような危険な内容になる可能性が高く、日本は安易にTPP交渉に参加すべきではない。

6 国際経済体制の再構築の課題

(1) 世界経済の構造変化

第二次世界大戦後の世界では、米国の圧倒的な経済力を背景に米国主導で経済復興が進められ、欧州・日本の経済成長によって、80年代には、世界経済は日米欧の三極

構造と言われるようになった。

しかし、米国の経済力は相対的に弱まり、パックスアメリカナの終焉も唱えられている。さらに、米国の財政赤字、貿易赤字の増大によってドルが基軸通貨であり続けることも疑問視されるような事態になっている。

IMF、世界銀行が経済政策（構造調整政策、ワシントンコンセンサス）を途上国に押しつけることに対しても批判も強まっており、米国がかつてのような国際的な影響力を行使することはできなくなっている。

その一方で、NIES、ASEANに次いで、近年では、中国、インドが高い経済成長率を実現し、またロシアが復権し、ブラジルやアフリカも豊富な資源を背景に経済が好調であり、世界の構図は大きく変化している。こうしたなかで途上国の発言力が増しており、米国と欧州のみで世界を仕切る時代は終わったということができ、第二次世界大戦後に形成された戦後の国際経済体制の再構築が必要な時期が到来している。^(注13)

(注13) 今年（2011年）5月に開かれた国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社・日本経済研究センター主催）において、スリン・ピッスワン氏（ASEAN事務総長）は、IMF専務理事のポストは欧州が独占すべきでなく、アジアから候補を出すべきであると述べ、アジアの国々が国際経済体制においてリーダーシップをとる必要性を主張した。結果的には、今回もフランス出身のクリスティーヌ・ラガルド氏がIMFの専務理事に就任したが、スリン氏の発言は、今後の国際経済体制を考えるうえで非常に重要であり、こうした気概で今後の世界の枠組みを構想すべきであろう。

(2) WTO体制の再構築

世界経済の構造変化は、WTO交渉にも

大きな影響を与えている。もともとGATTは欧米主導で設立されたものであり、ウルグアイラウンドまでは、GATT交渉は、米国とEUが合意すれば、その合意を軸に全体の交渉が妥結に向かって進んだ。しかし、ドーハララウンドでは、中国、インド、ブラジルの影響力が強まっており、交渉の構図が大きく変化している。ドーハララウンドは交渉が始まって既に10年以上が経過しているが、先進国と途上国の対立が解けず、また米国が譲歩しないため、交渉は止まった状況になっており、包括合意は無理だとして部分合意を目指す動きもあるものの、先行きは不透明である。

その一方で、世界的にFTA網が形成されるようになってきている。米国は、自国の農業政策やアンチダンピングに対して影響を与えるような現在のWTO交渉を好ましく思っておらず、米国にとって有利な条件となる可能性の高いTPPを優先させている。TPPは米国主導でアジア太平洋地域の経済統合を進めようとするものであり、さらに日本とEUがFTAを締結するとなると、先進国同士のFTAが蔓延し、WTOそのものの存在意義が問われるような事態になるだろう。

しかし、貿易紛争の解決の場や世界的なルール形成は必要であり、WTOは世界の貿易秩序にとって必要不可欠の組織として尊重すべきである。ただし、これまでのルール形成が欧米主導であったのが問題であり、今後、WTOは途上国の主張を十分とりいれ、環境保全や民主主義、平和構築に資するような組織に改革していく必要がある。

農業分野についても、OECDで研究・開発された農業保護指標(PSE)が原型となり、WTOのルール(AMS)となり、それにもとづいて各国の農業保護水準が計算され交渉が行われてきた。しかし、そのベースになっているのは新古典派経済学(貿易理論、厚生経済学)であり、その過程でアジアの視点は十分取り入れられておらず、ウルグアイラウンドや現在のWTO農業交渉はゆがんだ一方的な交渉になっている。こうした農業交渉のあり方についても根本的な反省と再検討を行う必要がある。

(3) 経済制度の国際調整問題

経済活動がグローバル化し国際間の人の移動が活発化するのに伴って、各国間の制度の調整が必要になっているが、これまでは欧州、米国で合意されたルールが、世界の標準(グローバルスタンダード)となって世界中に普及したものが多く、その例として、食品安全基準、投資ルール、BIS規制、国際会計基準などをあげることができる。

しかし、こうした国際ルールの形成過程で、欧州、米国の利害を優先させてきたことは否定できず、グローバルに展開する多国籍企業の利益になる方向で制度形成が行われてきたことが指摘できる。特に、米国のルール形成に対する関与は露骨で巧妙であり、そのことは、米国からの要求に対応して日本の規制緩和、制度改革が進められてきたことをみればよく理解できる。

投資ルールについても同様であり、紛争が生じたときの処理方法を定めておく必要は

あるものの、現在進められている投資家国家紛争解決による投資協定は、国家主権を侵害する内容を含んでおり、十分な批判と検討が必要である。^(注14)

日本や途上国は、国際ルールの形成に積極的に関与していくべきであり、農業分野についても、アジアの農業の立場をWTOルールに反映させていくため、日本は同様の農業構造を有している中国、インドと関係を強化する必要がある。

(注14) OECDは、95年に多国間投資協定(MAI)の交渉を決定したが、NGOや途上国の批判を受けてMAI構想は失敗した。なお、国際投資協定の現状と課題を整理したものとして、小寺彰編著『国際投資協定』(三省堂、2010)がある。

(4) 新しい世界秩序の構築に向けて

最後に、こうした国際経済体制の変化を踏まえ、今後の世界秩序のあり方について考えてみたい。

多くの人々が感じているように、世界は現在新しい局面を迎えている。今年は、東西冷戦が終結して20年、米国同時多発テロから10年にあたる年であるが、米国の一極支配構造が崩れつつあることは明らかであり、中国、インドの役割がますます重要になるなかで世界は多極化しており、現在はその後の世界の枠組みを模索している状況にある。

日本は、太平洋戦争で敗北して以降、米国の占領統治下で制度改革を行い、その後も、米国からの圧力、要求に押されて国内制度を形成してきた。しかし、こうした米国に過度に依存した日本の精神構造、行動様式は改めるべきであろう。TPPも同様で

あり、米国がTPP参加を求めてきたことに対して日本国内では大騒ぎになっているが、問題は米国の意向ではなく、日本として今後、アジア、世界の秩序をどう構想するかという観点からこの問題に対処すべきである。

TPP論議のなかで韓国の話がよく出てくるが、アジア通貨危機以降、韓国の主要銀行はほとんど外資に買収され、企業の外資比率も非常に高くなっているなど、韓国経済は問題を多く抱えており、韓国は日本のモデルにはならない。韓国は米国、EUとFTAを締結したが（米国とは未発効）、これらのFTAは外資比率の高い一部の輸出企業のためのものであり、米韓FTAは投資条項などを含む不平等条約であるとの指摘もあり、米韓FTAが本当に韓国経済、韓国国民のためになるかは疑問である（『韓米FTAと韓国経済の危機』）。

日本は食料、エネルギー、安全保障において米国に大きく依存しており、米国との関係が今後も重要であることは理解できる。しかし、これまでのような米国偏重ともいえるような外交は改める必要がある。

ケインズは第一次大戦後に平和秩序構築のための欧州自由貿易同盟を提言したが（『平和の経済的帰結』）、このことはいまだに内部に紛争の火種を有しているアジアにとっては特に意義深い。FTAは企業や投資銀行の論理だけで進めるべきではなく、地域の安定と平和秩序構築に資するような構想を持つべきであろう。また、アジアの秩序はアジアの国自身で構想すべきであり、

米国主導でアジアが再編されることのないよう注意すべきである。日本としては、これまでの過度の米国依存を改め、中国、インド、ロシア、ASEANとの関係をより強化すべきであり、そういう観点を持てばTPPに対する日本の方針もおのずと出てくるであろう。

<参考文献>

- ・石見徹（1999）『国際経済体制の再建から多極化へ』山川出版社
- ・山本和人（1999）『戦後世界貿易秩序の形成』ミネルヴァ書房
- ・大庭三枝（2004）『アジア太平洋地域形成への道程』ミネルヴァ書房
- ・佐瀬隆夫（2005）『覇権国アメリカの対日経済政策』千倉書房
- ・数中三十二（1991）『対米経済交渉』サイマル出版会
- ・萩原伸次郎（2003）『通商産業政策』日本経済評論社
- ・堤未果（2008）『ルポ 貧困大陸アメリカ』岩波書店
- ・中川淳司（2008）『経済規制の国際的調和』有斐閣
- ・小寺彰編著（2010）『国際投資協定』三省堂
- ・徐勝・李康國編著（2009）『韓米FTAと韓国経済の危機—新自由主義経済下の日本への教訓』晃洋書房

<TPPに関する文献>

- ・農文協編（2010）『TPP反対の大義』農文協
- ・農文協編（2011）『TPPと日本の論点』農文協
- ・中野剛志（2011）『TPP亡国論』集英社新書
- ・萩原伸次郎（2011）『TPP 第3の構造改革』かもがわ出版
- ・萩原伸次郎（2011）『日本の構造「改革」とTPP』新日本出版社
- ・石田信隆（2011）『TPPを考える—「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる—』家の光協会
- ・農林中金総合研究所編（2011）『TPP（環太平洋連携協定）に関するQ&A』
- ・服部信司（2011）『TPP問題と日本農業』農林統計協会
- ・田代洋一（2011）『反TPPの農業再建論』筑波書房
- ・鈴木宣弘・木下順子（2011）『TPPと日本の国益』全国農業会議所
- ・関岡英之（2011）『国家の存亡「平成の開国」が日本を亡ぼす』PHP新書

- ・小倉正行（2011）『TPPは国を滅ぼす』宝島社新書
- ・小倉正行+合同出版編集部（2011）『これでわかる TPP問題1問1答 日本を崩壊させる58の危険』（合同出版）
- ・岡田知弘他編（2010）『TPPで暮らしと地域経済はどうなる』自治体研究社
- ・廣宮孝信（2011）『TPPが日本を壊す』扶桑社新書
- ・東谷暁（2011）『間違いだらけのTPP 日本は食べ物にされる』朝日新書

- ・中野剛志編（2011）『TPP開国論のウソ 平成の黒船は泥船であった』飛鳥新社
- ・浜田和幸（2011）『恐るべきTPPの正体 アメリカの陰謀を暴く』角川マーケティング
- ・ジェーン・ケルシー編著（2011 [原著は2010]）『異常な契約 TPPの仮面を剥ぐ』農文協

（しみず てつろう）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2010

A4判、180頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…株式会社えいらくシステムサポート部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

〈発行〉 2011年2月

四万十川の沈下橋

今年は台風の襲来が早い。7月19、20日、高知県では台風6号による増水で四万十川にかかる沈下橋が2つ流された。

沈下橋は四万十川のシンボルである。増水の際は、川に沈むことを前提に造られており、欄干など流れに抵抗するものは付けられていない。

沈下橋は他県では、潜水橋、流れ橋などとも呼ばれているが、四万十川流域には47もあり、しかも大型のもの(最下流の佐田沈下橋は長さ292m)が多いのには、理由がある。

まず、川の増水や洪水がひんぱんであること。地元では、増水のことを「水が出る」と言う。長さ196kmの四万十川は源流も河口も高知県。くねくねと蛇行を繰り返し、多くの支流を集めながら、ゆったりと流れるため、河床勾配が低く、水はけが悪い。台風が来るたびに、年中行事のように、水が山から湧き出してくる。また、山の中を流れる割には、谷が開け川幅が広く、川面に沿って人々の暮らしがあること。

流域は農林業中心で人口も少ないことから、地元の財政力や経済効率から見て、大きな橋(抜水橋)を架ける意味は少なかったといえる。

歴史的にみても、流域は舟運が中心であり、橋というものは必要がなかった。主産業であった木炭や木材のほか、日常生活物資、そして人間様も「せんば」とよばれる川舟や筏で運ばれたことから、橋はその通行の邪魔になる。対岸には舟で渡ればよい。つい最近まで、小学校に通う「学童の川渡し」が残っていたくらいである。

沈下橋が造られたのは、生活の中から木炭が消えるにつれて、舟運がすたれてきた1950、60年代である。

以降、地元では沈下橋は当たり前風景となったが、1983年、NHKテレビが放送してから一変。四万十川は、小学校の教科書にも載るような、「日本最後の清流」になってしまった。

そしていま東日本大震災。巨大防波堤、防潮堤を軽々と砕き、乗り越え、原子

力発電所をものみこんだ大津波。自然の猛威の前には、人間による制御など到底及ぶものではないことを思い知らされた。

およそ100年に一度、必ず発生する次の南海地震対策として、私も東北被災地を視察してきた。石巻市の北上川下流域は四万十川と地形がそっくりであった。北上川では、津波が上流50kmまで遡上。堤防決壊、越流等による住宅地や農地の浸水は上流12kmまで。大きな鉄橋(新北上川大橋、566m)も一部が流されていた。国土交通省の河川管理では、堤防や橋は洪水を前提に造られていることから、川を逆流してくる津波には弱いことが露呈された。

四万十市(旧中村市)は、1946年の昭和南海地震で死者291人、負傷者3,425人を出したが、大半が建物倒壊によるものであった。

四万十川は治水上、大変やっかいな暴れ川であり、支流の中筋川、後川を含めて1級河川を3つも管理しているのは、全国でも四万十市だけである。何度も氾濫を繰り返し、その生活の中で沈下橋もつくられたが、津波の経験はない。だが、次の南海地震が東南海地震、東海地震などとの連動型になれば、確実に津波が川を遡上してくるものと思わなければならない。

しかしながら、その対策に決め手はない。とにかく逃げることである。山や高所への避難道の整備と避難訓練に重点的に取り組んでいる。

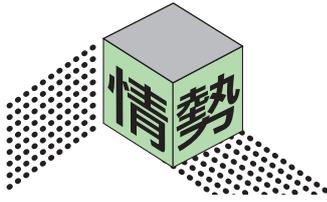
一昨年、四万十川流域全体が文化庁から重要文化的景観に指定された。文化的景観とは、人々が自然とかかわる日々の暮らしの中で造り出した風景のこと。四万十川では、棚田、沈下橋、伝統漁法、川漁師など、自然と調和し、共生してきた生活の姿が構成要素とされている。

すでに1998年、高知県と四万十川流域自治体は、沈下橋を「生活道に加え、生活文化遺産として後生に引き継ぐ」とした「四万十川沈下橋保全方針」を策定。架設後40～60年たち、今回流失したように劣化が進んでいる沈下橋であるが、今後も復元に努めることにしている。

生活に使う火力(エネルギー)の転換(木、木炭→石油)とともに登場した沈下橋。そしていままた、原子力依存からの脱却を迫られている日本。

四万十川の沈下橋は、あるがままの自然を受け入れ、逆らわず、自然と共生する暮らしにこそ、われわれの未来があることを教えてくれている。

(四万十市長 田中 全・たなか ぜん)



震災後の日本産食品輸入制限の影響と ブランドイメージの変化について

農林中央金庫 北京駐在員事務所 佐々木慎吾

はじめに

中国では経済成長に伴う食の多様化が進むにつれ、海外の食品が次第に受容されるようになってきている。こうしたなか、ますます多くの海外食品メーカーが中国進出を本格化させているが、中国市場における激しい競争の中で、日系食品メーカーは中国進出においてブランド戦略・イメージ戦略に注力してきた結果、現在では一般的に日本製食品は「高級」且つ「安心・安全」というイメージが定着しているところである。

しかしながら、2011年3月の東日本大震災発生とそれに伴う原発事故の影響により、中国では日本産食品輸入が制限され、消費者の日本産食品の安全性に対する受け止め方に変化が生じつつある。本稿では、こうした震災後の中国国内の日本産食品の状況と消費者の反応、日系企業の対応等について考察する。

1 震災直後における中国の 対応

(1) 震災直後の中国国内の反応

中国においても東日本大震災は発生直後

から大きく報道されており、当初から中国でも地震の被害に対する関心は非常に強かった。福島原発の被害が明らかになるにつれ原発関連の報道が増え、中国への影響にも議論されていた（但し、中国は原発建設を推進していた経緯もあり、国内の反原発へ結びつかぬよう慎重に報道がなされていた）。

こうしたなか、原発事故による日本製品の安定供給への不安や放射性物質の影響についての不安が中国各地で広がり、震災前に製造した製品の値上がりや、品薄による価格見直しが各地メーカーや小売店で行なわれた。また、震災前の日本産製品を買い求める動きもあったが、これは食品のみならず化粧品や一眼レフカメラ等にも見られた。

(2) 中国政府の日本産食品輸入制限

こうしたなか、香港や台湾では早くから規制がはじまっていたが、3月19日に日本政府が福島第一原発の周辺自治体で採取された牛乳、ほうれん草6検体から食品衛生法上の暫定規制値を上回る放射線量が検出されたことを公表したことを受け、中国でも3月25日から5県（福島・栃木・群馬・茨城・千葉）産の乳製品・野菜及び加工品・果物・水産物を輸入停止とし、同地域のそ

の他食品も全ロット検査，その他地域も全食品をサンプル検査する措置が採られた。

4月9日には日本産食品の輸入規制を更に強化，福島県等12都県の食品を輸入停止とし，その他地域の食品も政府作成の放射能検査証明書及び産地証明書を要求するようになる（措置は4月8日付。「44号公告」）。同証明書は日本政府による発行を要求していたが，日本政府はそうした証明書を発行しておらず，また放射能検査機器も不足していたことから，日本政府は中国政府と交渉を開始し，せめてEU並み（政府作成の産地証明を要求）とならないか，または商工会議所のサインで対応不可能か等について協議を行なったが，交渉は難航。実質的に日本からの食品輸出が困難な状況となった。但し，日本側の働きかけにより，震災前に製造された食品や8日の措置の前に日本を出港した食品については輸入を認めるとの補充通知が出された。

その後も日中間でハイレベル・実務レベルでの交渉が続き，5月に訪日した温家宝首相は「安全を確保できる条件の中で，農産品等の輸入規制を緩和させていきたい」と輸入規制緩和の方針を示した。これにより，日中双方の協議を経て6月17日には日本からの食品、農産品および飼料の輸入食品の輸入禁止措置を，これまでの12都県から山形，山梨を除いた10都県に緩和することが発表された。また，10都県以外からの食品輸入に関しては一部食品の放射線検査合格証明書の添付義務が緩和された。

7月には松本外相が訪中し中国の楊外相

と会談。この席でも中国側の日本産食品の輸入規制について更なる緩和を求めたが，楊外相は「関係部局に伝達したい」と述べるにとどまった。また，海江田経産相も7月中旬に訪中，陳商務部長と会談し日本産食品につき議論されている。

(3) 企業側の対応

こうした中国政府の措置により，在中国日系食品メーカーも日本国内からの輸入に際し大きく影響を受けている。4月8日以前に日本を出港した食品は輸入が可能とされたが，実際には8日以前に出港した食品についても，ある日系貿易会社の情報では，①3月20日頃天津に到着，保税のまま北京へ運び北京で通関・検疫したコンテナ（積荷は調味料）は通常よりやや遅れたが，商品を受領できた，②3月26日に天津港に到着，保税のまま北京へ運び，北京で通関・検疫したコンテナ（積荷は酒類，調味料）は通関に約1ヶ月かかり（通常3，4日），なんとか通関はできたが検疫中で商品がヤードに入ったまま取り出せず，③冷凍航空便（加工品）が北京に到着後，通常一週間で通関検疫が終了し商品受領できるものが，1ヶ月かかった，等とコンテナ毎にまちまち^(注1)であり，こうした商品通関の遅れが各メーカーを振り回すこととなった。

また，4月8日措置後の食品については日本政府の発行する放射性物質検査証明書と原産地証明書の提出が義務付けられたが，現状日本国内では放射性物質検査は民間機関のみ発行していること，原産地証明

書も同様に商工会議所が発行していること（更に原産地証明書も「Japan」とのみ記載され県名が記載されない。いずれにしても政府発行でなければ不可）こともあり、通関が通れないと日本へ送り戻しさせられるか、港湾や空港に長期間留め置かれ保管料が発生することから、多くのメーカーが日本からの輸出を見合わせる事となった。^(注2)

更に、44号公告では規制対象を「食品、食用農産品、飼料」と定めていながら、実際は化学物質から生成される香料や容器用の樹脂も輸入できない事態となった。規制対象の食品がどこまでかという判断は不明確で、上海では通関できても天津、青島は不可となる等、各税関で判断にばらつきが出るケースも出現した。^(注3)これに対し、現地日系食品メーカーでは、生産で必要となる食品添加剤、香料を、通常使う天津港では通関できず輸入できない為、上海経由での輸入とする等して対応した。但し、一部「食品」に分類される原材料は今なお輸入できていない為、現在も生産に支障をきたしている。

その結果、取り扱う現地小売店でも日本産食品が品薄となっており、あるスーパーでは品薄となった日本産食品の棚を埋める為に日系食品メーカーが中国国内で生産した調味料、菓子等を置き始めたが、インスタントラーメン、レトルト食品、乾麺、中国国内に代替品のない調味料等売れ筋の日本産食品が入荷できないことから、売上げは減少しているという（なお、当該スーパーでは日本産食品を使用していないにもかか

わらず、日本のイメージの強いすしの売上げも震災前に比べ2割ほど落ちた状況）。

輸入規制の解除見通しが立たないなか、日系食品メーカー各社は代替原材料の確保やスペックの変更等、東奔西走し対応を迫られてきたが、代替する原材料や商品の入手が困難な企業は、今後生産ラインの停止や人員解雇等の大きな経営判断を迫られる事態に追い込まれる可能性があり、予断を許さない状況が続いている。^(注4)

(注1) ある日系企業会合におけるヒアリングによる（5月）。

(注2) 日本貿易振興機構「食品加工原料や香料が輸入できず（中国）」、2011年4月29日、http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110429_01.html。

(注3) ある日系企業会合におけるヒアリングによる（6月）。

(注4) 日本貿易振興機構「輸入停止状態が続く日本産食品市場、現地生産や経営見通しに大きな影（中国）」、2011年6月29日、http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110629_01.html。

2 消費者の反応と日本側の対応

大震災発生後の原発事故による放射能洩れが影響し、消費者の日本産食品に対する購買行動も「買いため」から「敬遠」へ変わった。ハルビンのある食品スーパーでは、震災直後は日本産食品が品不足になることを心配し、平素以上に売れ行きが好調であったが、原発事故後売上げは目に見えて激減し、従来の7割まで落ち込んだ。また、日本産のクッキーや飴も生産日が震災前と確かめてようやく顧客が安心して購入する状況だ^{かれん}という。また、北京の華聯スーパー

SOGO店に並ぶ海鮮もノルウェー・カナダ・アラスカ等から輸入されたもので日本のものは無く、日本の惣菜コーナーの食材も中国国内産で、顧客は購入前に必ず産地を尋ねるとい^(注5)う。

日本料理店でも、原発事故直後から客足が遠のき、売上げが大幅に減少し、特に接待等で利用される高級料理店への影響は大きかった。北京の高級日本料理店の経営者によると、3月から4月にかけて売上げが大きく落ち込んだという（その後震災前の8～9割まで回復^(注6)）。北京市内の日本料理店でも食材の産地について慎重になっており、各店とも日本産ではなく、欧州産、米国産、国産、インド産等を謳い、日本近海ものではないことを強調しており、店によってはわさび等の調味料も含め国産を謳^(注7)っている（更には、これまで「日本産の材料を使う」とPRしてきた店が「中国産以外は遣ったことがない」と「産地偽装」を認めたケースもあっ^(注8)たという）。

このように、食材の「非日本化」が進む一方で、消費者は食材の原産地が日本ではないことを理解している為、上述のとおり日本料理店への客足は平常どおりに近い水準へ戻っている模様である。

ただし、依然として日本産食品に対しては敬遠される傾向にある。6月上旬に北京・上海・広州に住む中国人の20～40代の男女900人を対象にしたある調査では、日本産食品に対する購入意向は軒並み低く、どの品目とも7～8割前後の対象者が「購^(注9)入意向無し」と回答している。

同調査では家電製品や家庭用自動車、衣料等についても聞いているが、いずれもそれぞれ購入意向無しが30.4%、42.1%、51.9%に留まり、食品のみが突出して敬遠されている。また、別の調査では中国・米国・英国の3ヶ国の20～50代の男女を対象に震災前後の日本のブランドイメージの変化について調査しているが、中国では「日本製品が放射性物質に汚染されている」という認識が非常に高く（中国72%、米国47%、英国27%）、「安心」（△29%）・「信頼できる」（△26%）・「高品質」（△24%）の各項目でブランドイメージ悪化が確認^(注10)されている。

他方で、こうした動きは日本や日本の食品について知識の少ない中国人が報道に左右され日本食品を敬遠しているだけであり、知識をもっている中国人は冷静に対応しているという見解もある。6月28日に上海で開催された「日本観光・食品展」(主催：在上海日本国総領事館、上海対外友好協会、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所、国家旅遊局(JNTO))において、輸入規制以後初めて愛媛県から輸入された鮮魚が供され、まぐろの解体ショーや寿司が提供された。同展に会場した中国人の日本食品への関心は非常に高く、まぐろや寿司はあつという間に品切れとなった。同展への来場者は日頃から日本の観光や食品に興味を持っている人であるが、原発事故発生当初に見られた日本の食品や海産物を敬遠する雰囲気は、同展に関して言えばほとんど見られ^(注11)なかったという。なお、同展では北海道、愛媛県、青森県、福島県等日本の各地方自

治体やサントリー、明治製菓等の食品・飲料関係企業も出展し食品PRを行っている。

(注5) 中国網「放射能事故 中国市場の日本輸入品売上に大打撃」2011年4月13日, http://japanese.china.org.cn/business/txt/2011-04/13/content_22348226.htm。

(注6) 日本貿易振興機構「輸入禁止措置の逆風を受ける日本産食品市場(中国)」, 2011年6月24日, http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110624_01.html。

(注7) 人民網日本語版「北京の日本料理店、食材を非日本産に 放射能漏れ影響」2011年3月28日, <http://j.people.com.cn/94475/7333416.html>。

(注8) MSN産経ニュース外信コラム, 2011年4月26日, <http://sankei.jp.msn.com/world/news/110426/chn11042603340000-n1.htm>。

(注9) ㈱クロス・マーケティング調査「原発事故後の日本製品に対する中国での購入意向調査」, <http://www.cross-m.co.jp/report/report.html?id/6019/>。

(注10) ㈱インターブランドジャパン調査, <http://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000024.000000092.html>。

(注11) (注2) とおなじ。

おわりに

近年、中国国内でも度重なる偽装や違法添加物混入事件等がクローズアップされるなかで消費者の食品の安全に対する意識は高まっており、中国産食品とは対照的に日本産食品は「安心・安全」であるというブランドイメージを獲得してきた。しかしながら、原発事故に伴う放射能汚染が日本産製品全体に対する従来のイメージを悪化させ、今なお完全には回復していない。

当面は日本における食品検査体制の整備と中国側の輸入制限撤廃が課題であるが、中長期的には官民挙げた日本産食品の「安心・安全」PRの姿勢と、安全性に関する客観的データの絶えざる開示等により、消費者の信頼を回復する必要がある。

(ささき しんご)





堀越芳昭 著

『協同組合の社会経済制度』

—世界の憲法と独禁法にみる—

20世紀以降の現代憲法の特徴は、「人たるに値する存在」のために不可欠の権利としての生存権を含む「社会権」を保障する規定を盛り込んでいる点にある。それらは福祉国家の理念と結びつき、それ以前の近代憲法のもとで確立した経済的自由権を一定の場合に制限し、経済的弱者に対する保護としての「社会権」を保障している。かかる文脈において、経済活動における独占の禁止や協同組合の承認・保護等を規定した憲法も少なくない。本書は、副題に示されるように「世界の憲法と独禁法」を手掛かりとして、社会経済全体における協同組合の地位を明らかにし、協同組合の社会制度としての特徴を解明しようとしたものである。

「第1章 先駆的憲法における協同組合規定」では、現代憲法の先駆的なものとしての1917年メキシコ憲法、1919年ワイマール憲法〔社会権としての生存権を規定した最初の憲法〕、1931年スペイン憲法、1940年キューバ憲法を取り上げ、それぞれの憲法の特徴と協同組合に関する規定を検討している。そこでは、協同組合の社会経済的地位が「経済的公正の担い手」、「経済的参加の担い手」として位置づけられ、協同組合の「社会的公共的特質と役割」が重視されているとし、その上で、「現代憲法と21世紀憲法の特徴と基調方向が「公正」と「参加」（とくに経済・社会面の）に求めることができるとすれば、まさしく『経済的公正の担い手』かつ『経済的参加の担い手』としての

社会的公共的特質を有した協同組合は、現代と21世紀にふさわしい社会経済的地位を有するものであるといえる」とする。しかし、「経済的参加」を、経済的自由権や社会権〔経済的公正〕と並列に置くのであれば、憲法理論上での位置付けを明確にする必要がある。

次の第2章から第4章までは、合計、51か国の憲法を、欧州連合を除くG20諸国の憲法（2章）、G20以外のヨーロッパ・アジアの21か国の憲法（3章）、アフリカ・中南米の21か国の憲法（4章）に分けて、第1章と同じ視点で検討を加えたものである。

「第5章 世界の独占禁止法と協同組合の適用除外」では、世界の独占禁止法における協同組合の適用除外に関する規定と、世界の憲法における独占禁止規定と協同組合保護規定について検討しているが、協同組合一般についての適用除外制度が広く存在するような整理や、ひいては独占禁止の規定と協同組合の規定が憲法上に同居することをもって実質的に協同組合は適用除外であるとみなすことができるとしている点には、異論があろう。

終章の「21世紀協同組合の社会経済的地位」では、第1章での立論と第2章以下の各国憲法規定の検討を踏まえて、21世紀の協同組合を、憲法上の経済的自由（19世紀）、経済的公正（20世紀）、それに経済的参加（21世紀）との関係で再整理し、その複層的な担い手として位置づけている。

これまで世界の憲法上における協同組合に関する規定を網羅的に整理したものはなかったので、本書は関係者にとって大いに参考になろう。

—日本経済評論社 2011年7月

定価2,625円（税込） 220頁—

（農林中央金庫 JAバンク統括部 主監
明田 作・あけだ つくる）

国際食料価格の高騰はコメに波及するか

— タイ新政権のコメ政策がもたらす懸念 —

主任研究員 室屋有宏

目次

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 コメ価格は例外的に小幅な上昇 | (1) 政治化するコメ政策 |
| 2 なぜコメ価格は上昇しなかったか | (2) 新政権のコメ政策の影響 |
| (1) 基本的な需給 | 4 ベトナムの輸出伸長とインドの輸出再開 |
| (2) 他の穀物、エネルギー価格との関係 | (1) ベトナムの輸出伸長 |
| (3) コメ国際市場の特殊性 | (2) インドの輸出再開 |
| 3 タイ新政権の誕生とコメ政策の波紋 | おわりに |

〔要 旨〕

- 1 国際食料価格は昨年後半以降に急騰し、データのうえでは2007～8年の食料危機を上回る水準に達している。一方で、今回の価格高騰と08年時を比較してみると、コメ価格の上昇が例外的に小幅に止まっているという点が大きな特徴である。
- 2 コメ価格が比較的落ち着いている要因としては、①タイ、ベトナム等の主要コメ輸出国の作況が良く在庫水準も問題がない、②パスマティ米以外の輸出を停止しているインドが輸出再開するのはとの観測、③世界のコメ輸入量が前年を若干下回る予想、といった基本的な需給関係がある。
- 3 コメ需給は基本的に安定しているが、小麦、トウモロコシに対するコメの相対価格でみると、コメは歴史的にみても「割安状態」となっており、またエネルギー価格の上昇が生産費を押し上げている。
- 4 世界最大のコメ輸出国であるタイにおける政権交代と政策変更が、これまでのコメ価格の「安定」を支えてきた条件を崩すのではないかという懸念が、現在市場に急速に台頭している。政権を獲得したタイ貢献党のコメ政策は、市場実勢を大幅に上回る価格水準でコメを買い上げる選挙公約を掲げ選挙で圧勝した。新コメ政策の思惑から、選挙後のタイ米（100%B）の輸出価格は10%程度上昇し、また先高感を見越し籾米の保管能力を持つ農家や精米業者にコメを返蔵する動きがでている。
- 5 コメの国際市場は今年前半までの比較的落ち着いた状態から、今後不透明な環境のなかで上昇圧力が強くなっていくとみられる。タイの新政権誕生でタイ国内政治・社会が混乱するような事態も想定されるだけに、コメのサプライ・チェーンがうまく機能せず、パニック的な価格高騰に至るリスクも払拭できない。
- 6 ベトナムの供給やインドの輸出再開等は、上昇圧力が高まるコメ市場に対するバッファとして役割が期待できるが、他方、タイはコメ政策の変更と合わせて、輸出市場でのプレゼンスを低下させる可能性がある。
- 7 コメ輸入国では、国際市場からの安定輸入の困難さと激しい価格変動等から自給化政策を一層推進させる傾向があり、コメの国際市場はグローバルな自由貿易体制とはますます異質なものとなっていこう。

1 コメ価格は例外的に 小幅な上昇

昨年後半以降に急騰した国際食料価格は、データのうえでは2008年の食料危機を上回る水準に達している（第1図）。FAO食料品価格指数は今年に入り高止まり状態にあり、直近6月時点の指数234は前年比39%増と大幅なものとなっている。

日本では円高効果等もあり08年時の価格高騰に比べ一般の関心はまだ低いものの、今回の国際食料価格高騰は中国等の新興国を中心に食料価格の上昇が政治問題化し、また低所得国では飢餓人口の増大や政情不安につながっている。

一方で、今回と08年時を比較してみると、一番大きな違いともいえるのが、コメ価格の上昇が例外的に小幅に止まっている^(注1)という点である。

IMFデータにより過去1年間（10年6月～11年6月）の商品別の価格上昇をみると小麦、トウモロコシが前年比で倍以上とな

第1図 FAO食料価格指数の推移



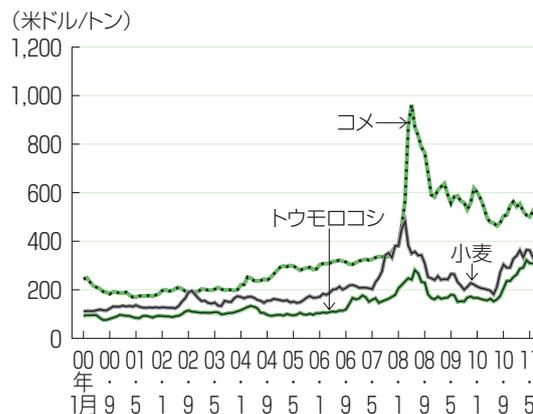
資料 FAOデータから筆者作成

第2図 農産物価格の過去1年間の上昇率
(2011年6月の前年同月比)



資料 IMF, International Financial Statisticsから筆者作成

第3図 コメ、小麦、トウモロコシ価格の推移



資料 FAOデータから筆者作成

っており、それ以外の作物もコメを例外として全般的に大幅な上昇を記録している（第2図）。

07～08年には、主要穀物価格の高騰がコメに波及し、穀物全体を巻き込んで価格上昇へと進展した（第3図）。コメ価格は今年7月以降、上昇傾向をみせており、今後08年時のような状況へと進む可能性があるのか、以下で考察してみたい。

(注1) 本稿ではコメは国際貿易の中心を占めるインディカ長粒種の意味で用いる。

2 なぜコメ価格は上昇しなかったか

(1) 基本的な需給

一般に農産物価格は、①主要生産・輸出国の作況、②在庫率、③輸入需要の伸び、④原油価格、⑤投機マネーの動き、等の要因により主に決定される。

今回の食料価格高騰の経緯をみると、小麦はロシアの輸出一時停止、トウモロシはエタノール需要増大、大豆は中国需要、砂糖はブラジルの不作、等を主な契機に上昇し、これに加えて今年に入り米国での熱波・天候不順から主要穀物の作況に対する懸念が強まり価格上昇が加速した。

原油価格の水準も08年の150ドル/バレルには及ばないものの、今年4月には110ドルを超える水準となった。さらにエネルギー価格の上昇はドル等の国際通貨不安・金融緩和とも相まって商品ファンド等への資金流入を増大させた。

これと対照的に、コメの国際価格は方向性を欠いた動きが続いていた。その要因としては、第一に、タイ、ベトナム（2ヶ国で輸出市場の5割強のシェア）といった主要コメ輸出国の作況が良いとの見込みがあった。

第二に、在庫水準についてもタイ、ベトナムで問題がないことに加え、バスマティ米（高級香り米）以外の輸出を停止しているインドの政府在庫量が、今年4月には2,800万トンと過去最高水準を記録し、これ

は07年に同国が輸出制限に踏み切った時の1,200万トン前後の在庫量の倍以上のレベルであることから、早晚、輸出が再開されるとの思惑が強まった。

第三に、輸入サイドでは、世界最大のコメ輸入国で昨年220万トン輸入したフィリピンが、今年は100万トンに減少する見込みである（USDA）。他方、インドネシア、バングラデシュが在庫積増しのために両国計で100万トン程度輸入を増加させるとみられるが、世界のコメ輸入量としては前年を若干下回る予想である。

(2) 他の穀物、エネルギー価格との関係

コメ自体の需給という観点とは別に、小麦、トウモロコシに対するコメの相対価格でみると、足下でコメは急速に低下し歴史的にみても「割安状態」となっている（第4図）。

07～08年の穀物価格高騰の過程では、小麦、トウモロコシ価格が先行して上昇することで、コメの「割安状態」が進行し、最

第4図 コメと小麦、トウモロコシの相対価格の推移



資料 FAOデータベースから筆者作成

最終的にはそれを是正するかのような形でコメ価格が急騰した。はたして現在のコメの相対価格の低さは、今後価格が上昇するサインといえるのだろうか。

USDAによると、小麦、大豆、トウモロコシ等の価格上昇が急速なため、今年に入り米国やブラジルの農家ではコメからこうした作物への転換が進んでおり、来期にかけこれら諸国では相当量のコメ生産減が予測されている。

ただし、コメ生産の圧倒的中心であるアジアでは、コメは主食生産の生業として家族経営により継続的に営まれるのが一般的であり、かつ多くの国がその生産支援を導入していること、またモンスーン気候を適地とするコメ生産地では温帯・乾燥地帯の作物栽培に適さないこと等から、相対価格をシグナルに短期的に他の作物へ転換する動きはごく限られたものと考えられる。

しかし、今後もコメ以外の穀物価格が上昇するようであれば、消費がコメにシフトすることも予想され、またなにより投機的な動きが強まり、コメ価格へ波及する可能性が高まることは否定できないだろう。

では穀物価格とエネルギー価格との連動性という点でコメはどうだろうか。コメの場合、トウモロコシ、サトウキビのように直接エタノール原料として消費する経路は無視していい量である。

一方で、コメ生産は途上国においても石油消費が増大する傾向になってきており、エネルギー価格の高騰によって、投入財価格、輸送費、生計費等が上昇し生産コスト

を直接的に押し上げるため、この面からの価格上昇圧力は確実に高まっている。

(3) コメ国際市場の特殊性

コメの国際価格は基本的な需給からみて、またその他の穀物価格やエネルギー価格との関係からも、微妙な均衡のうえに安定を維持していたといえる。

コメが国際的にみれば途上国間で主に取引される「ローカル商品」であること、また取引も政府間、業者間による現物相対取引が中心であり、先物市場を媒介とする商品、金融市場とのリンケージからある程度遮断されていたことも、今回コメに価格高騰が波及しにくい要因といえる。

他方で、コメの国際市場は「薄くて、限界的で、変動が激しい」といわれるようにその市場規模は約3,100万トン（2010年）で、小麦の1.3億トン、トウモロコシの約9,300万トンと比べて格段に小さい。しかもコメの場合、総生産量4.5億トンのうち貿易される割合（貿易率）は7%程度に過ぎず、小麦の20%、トウモロコシの11%と比べて自給的な性格が非常に強い作物である。

したがってコメの場合、基本的な需給等に変動が発生すると、それが増幅されパニック的な価格高騰に結びつきやすい性質を持っている。

08年初、コメ価格が一挙に3倍に跳ね上がった過程では、前年にインドがバスマティ米以外のコメ輸出を停止したのに続いて、ベトナムが08年初に新規輸出契約を一時停止すると報じたことが価格高騰の大き

な契機となった。またフィリピンが高価格での輸入を継続（政治的不正の疑いが強いとされる）したことで、鋭角的な価格上昇を招いた。

3 タイ新政権の誕生と コメ政策の波紋

(1) 政治化するコメ政策

こうしたなか、世界最大のコメ輸出国であるタイにおける政権交代と政策変更が、これまでのコメ価格の「安定」を支えてきた条件を崩すのではないかという懸念が、市場に急速に台頭している。

周知のように今年7月3日に実施されたタイの総選挙の結果、タイ貢献党が単独過半数を獲得、他4党との連立を合わせ定数500のうち300議席を上回る安定多数を確保した。

同党は農家・低所得者支援を最重点政策に掲げ、①コメについて収入保証制度から担保融資制度への変更、②最低賃金を1日300バーツに全国一律に引上げ（現在159～221バーツ、1バーツ=約2.7円）、③農家債務の利子支払い猶予、④農家へのクレジットカードの配布、等を公約に選挙に圧勝した。

こうした農村重視の政策とその政治利用は、タクシン政権（01～06年）の手法を踏襲したものである。実際、タイ貢献党のインラック新首相はタクシン氏の末妹であり、同党はタクシン氏の強い影響下にある。

タイ貢献党のコメ政策は、粳をトン当たり15,000バーツ（香り米は20,000バーツ）で

買い上げる担保融資制度の導入を掲げている。同制度は農家が粳を担保に銀行融資を受ける形を取るが、実際には融資を返済することはないため、実質的な価格支持政策である。この制度自体は70年代半ばに創設されたが、タクシン氏とその後のタクシン系政権下で価格支持機能が強化され、かつ買上げ数量も大規模化した。

特に、タクシン氏がクーデタで失脚した後のタクシン系政権下（06～08年）では、政権基盤の不安定さもあって、政府が市場実勢を大きく上回る価格でコメを買取り、政府在庫量が肥大化し財政負担が増大した。また粳の買取・保管段階でさまざまな不正が発生した。タイのコメ価格も上昇し輸出競争力は結果大きく低下した。

08年に政権について民主党アピシット政権では、担保融資制度に代えて、一定の保証価格に対して市場価格が下回った場合、その差額を直接農家に支払う収入保証制度を導入した。この制度では、収穫された米が政府在庫とならず市場原理に基づき販売される点で輸出業者に歓迎された。農家にとっても、担保融資制度は一部の大規模農家にメリットが集中する傾向があったのに対し、収入保証制度では対象農家が広がり「薄く広く」支援が及ぶとして概ね好評であった。

(2) 新政権のコメ政策の影響

インラック新政権は収入保証制度の指標価格11,000バーツを上回る15,000バーツ（約500ドル）でコメを実質買い上げる担保融資

制度の復活を掲げて政権を獲得した。

新コメ政策の思惑から、選挙後のタイ米（100% B）の輸出価格は、選挙前6月の平均価格515ドルから、直近（8月3日）567ドルへと約10%程度上昇した。また先高感を見越し精米の保管能力を持つ農家や精米業者にコメを退蔵する動きがでてきている。

総選挙後に行われたブルームバーグ社のサーベイは、タイのコメ輸出価格は年末には810ドルに達すると予測している（精米業者、トレーダー、輸出業者6社の中間値）。

また、タイ米輸出協会は輸出価格が840～850ドルに上昇し来年の輸出量が半減するとの懸念を示している。これに対して、輸出業者は新コメ政策が導入されても政府買入れ量を一定限度に抑える、または政府在庫を輸出に見合う価格で業者に払い下げをする等の要望を出している。

現時点では新コメ政策の詳細や実施時期は不明だが、タイで雨期作が出回る今年11月までには内容が明らかになるとみられる。

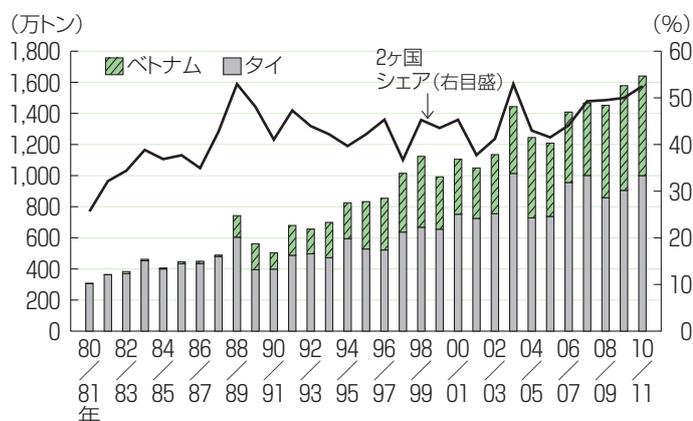
4 ベトナムの輸出伸長とインドの輸出再開

(1) ベトナムの輸出伸長

タイの新コメ政策は明らかに国際価格の上昇要因であるが、たとえ公約どおりの価格支持が行われても、輸出価格が現実的に800ドル超の水準となるかは未知数である。

基本的にコメの国際市場は、一部のプレ

第5図 タイ、ベトナムの輸出数量及びその世界市場に占めるシェア推移



資料 USDA, PSDから筆者作成
(注) 10/11年は予測値。

ミアム米を除けば価格競争の世界であり、高価格は輸入国の需要を抑え国内での生産意欲を高め、一方でコメ輸出国の供給も高価格により増産インセンティブが強まる。

特にタイに次ぐコメ輸出国ベトナムにとって、タイのコメ政策の変更と国際価格の上昇は良いニュースであることは間違いない。既にベトナムは通常グレード米のプライスリーダーであり、今後タイの輸出価格上昇はベトナムの輸出市場におけるシェア拡大のいい機会となる。タイの通貨バーツはドルに対して強含む一方でベトナム・ドンは大きく減価していることもベトナムに有利である。

ベトナムはタイに比べると農地の制約が大きいですが、低賃金と集約的な生産方法による低価格を武器に国際市場でのシェアを一貫して高めてきた（第5図）。

USDAの見通しでは今年のベトナムの輸出量は前年実績と同じく640万トン（タイは1,000万トン）だが、ベトナムの年前半の輸出量は400万トンに達しており、ベトナム

食糧協会（VFA）は年間で740万トンに達すると予測している。

ベトナムのコメ輸出は、低グレードのものをフィリピンやアフリカ諸国の政府向けに国際入札で販売する方法がこれまでの中心であった。しかし近年は、コメの品質向上等により、中国、インドネシア、バングラデシュ等の新市場の開拓、またタイ産よりはるかに安価に香り米を輸出することで、シンガポール、香港といったタイの伝統輸出市場を蚕食し始めている。

他方で、通常のコメはカンボジアからだけでも年間100万トン程度でベトナムに流入しベトナム米として輸出されているといわれ、近隣国との所得格差を利用した競争力の確保も図っている。

（2）インドの輸出再開

インドは90年代以降、コメの輸出余剰を持つようになり、90年代半ば以降はほぼ140～400万トンの輸出を行い、タイ、ベトナムに次ぐレベルの輸出国であったが、07年10月、海外でのコメ価格上昇が国内に波及することを懸念しバスマティ米以外のコメ輸出を停止した^{（注2）}。

しかし、国内の政府在庫量は輸出規制時の倍以上に増大しており、今年の作況も良好との見込みから、非バスマティ米の輸出禁止措置は7月19日に解除された。輸出再開に際しては、輸出最低価格400ドルで100万トンの輸出枠が民間部門に対し割当てられた。民間業者の応募は予想を大きく上回り、今年11月までには100万トンが輸出さ

れる見込みである。

インドの輸出再開は、タイにとってはライバルが増えるということに止まらない大きな影響がある。昨年のタイのコメ輸出量約900万トンのおよそ1/3の317万トンはパーボイルド米であった。パーボイルド米は粳をいったん水に浸した後、蒸気で蒸し、乾燥・精米したコメで保存性と栄養価に優れている。もともとインドなど南アジアで消費されていたが、現在ではアフリカ、中東諸国に広く浸透している。

かつて07年にインドが非バスマティ米のコメ輸出を停止したことで、従来インドから輸出されていたパーボイルド米輸出が止まり、タイが一種の特需を享受する格好になっていた（ベトナムはパーボイルド米を生産していない）。現状でも、インドのパーボイルド米の輸出最低価格は400ドルに対しタイは500ドル台半ばと大きな開きがあり、ここでもタイの輸出市場はシェアの後退を迫られる懸念がある。

（注2） 厳密には完全な輸出停止ではなく外交的配慮等から政府間案件での輸出は継続されており、特にバングラデシュ向けが占める割合が大きい。

おわりに

コメの国際市場は今年前半までの比較的落ち着いた状態から、今後不透明な環境のなかで上昇圧力が強くなっていくとみられる。天候を別にすれば、最大の懸念要因はタイのコメ政策の行方であるが、新政権下でタイ国内政治・社会が混乱するような事態も想定されるだけに、コメのサプライ・

チェーンがうまく機能せず、パニック的な価格高騰に至るリスクも払拭できないと思われる。

一方で、ベトナムの供給やインドの輸出再開等は、上昇圧力が高まるコメ市場に対するバッファーとしての役割が期待できる面があるが、他方、タイはコメ政策の変更と合わせて、輸出市場でのプレゼンスを低下させる可能性がある。

このような環境変化のなかで、タイのコメ輸出は国内生産に基盤を置くビジネスから、近隣のラオス、カンボジアから調達し自分の販路で売るというように、ビジネスモデルを変える動きを加速させていくのではないだろうか。

また経済力をつける新興国の多くがアジアのコメ生産国であり、特に輸入国においてはコメ増産が強化される傾向がある。例

えば、世界最大の輸入国であるフィリピンは13年までにコメの自給を目指しており、またインドネシアは自給体制を強固にするために14年までに200万haの新規農地の開拓を通じて増産を進める計画を実施中である。

コメ輸入国が、国際市場からの安定輸入の困難さと激しい価格変動等から自給化政策を一層推進させることは、コメの国際市場をグローバルな自由貿易体制とはますます異質なものにしていくだろう。

【参考文献】

- ・室屋有宏 (2009) 「タイ・ベトナム～変容するコメの国際市場」(農林中金総合研究所編『変貌する世界の穀物市場』(家の光協会) 第9章所収)
- ・Samaraendu Mohanty (2011)
"The search for direction," *Rice Today* July-September 2011

(むろや ありひろ)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

〈特別掲載 (2011年3月末数値)〉	
11. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(53)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7746
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2006. 6	38,961,037	4,783,105	21,147,911	307,193	44,388,497	10,745,422	9,450,941	64,892,053
2007. 6	39,750,849	4,572,139	21,072,254	146,481	41,415,744	12,101,237	11,731,780	65,395,242
2008. 6	39,906,165	4,939,485	15,246,265	950,337	37,626,352	8,413,355	13,101,871	60,091,915
2009. 6	37,504,347	5,352,321	24,293,980	2,824,096	45,375,015	9,913,022	9,038,515	67,150,648
2010. 6	39,057,853	5,598,980	23,934,260	915,435	46,318,082	12,413,549	8,944,027	68,591,093
2011. 1	40,564,558	5,452,913	21,507,237	667,060	44,943,811	13,012,729	8,901,108	67,524,708
2	40,417,617	5,440,899	20,824,450	816,548	44,058,101	12,684,490	9,123,827	66,682,966
3	40,661,354	5,421,664	22,763,139	1,437,984	43,057,724	13,704,296	10,646,153	68,846,157
4	41,188,801	5,386,023	22,002,322	3,032,763	42,587,955	14,066,562	8,889,866	68,577,146
5	41,220,697	5,356,776	21,104,982	3,002,372	42,738,946	13,297,434	8,643,703	67,682,455
6	41,683,983	5,315,679	21,880,095	2,917,618	41,952,784	14,878,519	9,130,836	68,879,757

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2011年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	33,931,776	-	561,131	70	117,171	-	34,610,149
水産団体	1,185,677	-	105,334	2	1,211	-	1,292,224
森林団体	1,370	9	4,913	5	105	-	6,402
その他会員	579	-	2,198	0	-	-	2,777
会員計	35,119,402	9	673,577	77	118,487	-	35,911,552
会員以外の者計	254,249	77,831	245,155	108,543	5,073,984	12,670	5,772,431
合計	35,373,651	77,840	918,731	108,620	5,192,472	12,670	41,683,983

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 410,788百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2011年6月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	60,537	5,987	53,073	-	119,598
	開拓団体	116	17	-	-	133
	水産団体	9,395	3,041	9,891	36	22,363
	森林団体	2,659	5,832	1,597	7	10,095
	その他会員	474	171	40	-	686
	会員小計	73,182	15,049	64,601	43	152,874
	その他系統団体等小計	93,876	20,310	43,212	36	157,435
計	167,058	35,359	107,813	79	310,309	
関連産業	2,033,728	36,634	1,078,641	4,351	3,153,354	
その他	11,272,166	8,700	133,991	-	11,414,856	
合計	13,472,952	80,693	1,320,445	4,430	14,878,519	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2011. 1	6,184,963	34,379,595	40,564,558	-	5,452,913
2	5,979,046	34,438,571	40,417,617	2,000	5,440,899
3	6,164,406	34,496,948	40,661,354	11,500	5,421,664
4	6,475,791	34,713,010	41,188,801	1,250	5,386,023
5	6,258,049	34,962,648	41,220,697	1,250	5,356,776
6	6,302,418	35,381,565	41,683,983	1,250	5,315,679
2010. 6	5,093,145	33,964,708	39,057,853	-	5,598,980

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2011. 1	66,311	600,749	44,943,811	16,234,582	13,113	-	81,476
2	104,640	711,908	44,058,101	15,900,116	269,240	-	82,745
3	103,715	1,334,268	43,057,724	15,252,138	7,206	-	86,534
4	55,746	2,977,017	42,587,955	14,535,755	459,497	-	78,550
5	100,053	2,902,318	42,738,946	15,334,132	460,393	-	72,587
6	99,715	2,817,902	41,952,784	15,161,306	385,325	-	80,692
2010. 6	88,071	827,363	46,318,082	18,282,757	2,125	-	76,569

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		方		
	計	うち定期性	譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
2011. 1	52,786,095	51,342,312	885,185	765,549	1,692,353
2	52,897,593	51,286,298	870,948	765,550	1,692,685
3	52,636,207	51,273,325	696,906	819,146	1,723,756
4	53,303,966	51,716,972	940,302	824,148	1,728,821
5	53,297,824	51,844,732	917,814	824,147	1,728,821
6	54,502,180	52,639,963	894,628	820,147	1,737,532
2010. 6	52,846,306	50,953,440	718,340	764,927	1,660,670

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2010. 12	26,124,302	60,513,255	86,637,557	498,449	326,633
2011. 1	25,628,789	60,397,370	86,026,159	511,226	341,123
2	26,137,362	60,082,352	86,219,714	504,237	336,328
3	26,243,245	59,574,857	85,818,102	509,785	337,456
4	26,776,848	59,662,594	86,439,442	515,039	342,918
5	26,546,228	59,921,055	86,467,283	532,751	358,996
2010. 5	25,567,311	59,275,836	84,843,147	548,739	371,229

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
636,441	4,688,098	3,425,909	12,756,789	67,524,708
627,617	4,508,129	3,425,909	12,260,795	66,682,966
469,923	4,397,280	3,425,909	14,458,527	68,846,157
1,189,517	5,125,675	3,425,909	12,259,971	68,577,146
717,040	5,069,721	3,425,909	11,891,062	67,682,455
676,000	6,232,584	3,425,909	11,544,352	68,879,757
765,300	6,358,902	3,425,909	13,384,149	68,591,093

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
11,491,649	1,434,068	5,534	13,012,729	1,190,410	7,697,585	67,524,708
11,196,319	1,400,343	5,081	12,684,490	1,375,000	7,479,587	66,682,966
12,160,520	1,451,653	5,587	13,704,296	1,300,000	9,338,948	68,846,157
12,601,903	1,380,175	5,932	14,066,562	1,056,091	7,374,278	68,577,146
11,869,194	1,351,240	4,411	13,297,434	1,025,090	7,158,221	67,682,455
13,472,952	1,320,444	4,429	14,878,519	1,170,000	7,575,512	68,879,757
10,822,230	1,508,792	5,956	12,413,549	1,020,128	7,921,775	68,591,093

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
65,374	30,487,695	30,387,930	2,000	400,261	17,315,739	6,987,051	1,543,169
61,805	30,360,390	30,266,726	32,000	394,020	17,548,096	6,978,231	1,545,827
72,467	30,405,879	30,296,989	2,000	367,137	17,682,483	6,929,426	1,570,347
69,781	31,210,085	31,119,848	7,000	416,796	17,187,802	6,879,177	1,579,245
61,993	31,250,094	31,150,229	11,999	417,742	17,128,439	6,881,288	1,575,909
63,534	32,502,593	32,411,263	108,982	420,143	17,126,298	6,813,980	1,572,696
61,789	31,086,527	30,986,274	12,000	397,089	16,480,567	6,929,170	1,498,824

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
439,294	58,784,483	58,527,286	4,988,597	1,762,969	23,822,749	239,312	719	
401,039	58,114,031	57,873,886	5,053,618	1,808,841	23,778,189	238,410	719	
372,006	58,340,857	58,094,477	5,135,713	1,866,835	23,768,443	235,157	719	
379,322	58,203,482	57,938,261	5,059,922	1,806,704	23,781,524	240,571	718	
383,640	58,864,197	58,602,969	5,093,243	1,839,591	23,703,023	235,444	718	
386,344	58,874,014	58,614,164	5,000,762	1,771,154	23,794,879	238,060	718	
388,730	56,967,217	56,748,776	4,854,359	1,548,076	24,128,873	256,044	722	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2011. 3	*2,033,838	*1,362,455	*4,789	56,652	*14,738	*1,320,673	*1,290,702	*154,121	*572,733	
4	*2,022,753	*1,373,740	*4,815	56,652	*12,972	*1,311,123	*1,288,320	*154,035	*571,864	
5	*2,038,429	*1,379,385	*4,814	56,652	*13,215	*1,326,695	*1,304,181	*150,731	*575,177	
6	2,069,126	1,396,495	5,294	56,656	13,605	1,354,657	1,333,403	151,456	577,352	
2010. 6	2,031,610	1,393,133	3,417	56,422	13,636	1,284,052	1,261,370	158,387	598,025	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 *は2011年3月以降の計数について未入手であった一部信漁連の計数が、入手可能となったことに伴う改訂。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2010. 12	901,947	556,609	142,968	111,532	118,476	8,152	861,227	848,996	3,208	211,611	7,042	161	
2011. 1	882,645	551,588	142,873	111,319	118,968	7,728	843,856	834,292	3,208	210,794	7,116	161	
2	881,675	548,030	142,520	111,350	118,649	6,992	843,424	832,817	2,708	210,248	7,087	159	
3	886,173	545,314	147,134	116,062	118,359	7,987	848,130	835,617	2,710	214,270	7,076	158	
2010. 3	893,720	504,724	146,413	115,061	118,504	8,164	849,363	838,349	4,802	219,233	7,431	162	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

2 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。(2009年4月より共済借入金を含まない)

3 貸出金計は信用貸出金・共済貸付金。(2009年4月より共済貸付金を含まない)

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2008. 3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300	
	2009. 3	833,096	508,917	2,575,584	2,002,165	560,995	1,154,531	163,634	
	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2010. 6	859,863	528,463	2,627,392	2,089,368	573,245	1,196,877	170,676
		7	858,437	528,440	2,583,335	2,073,691	569,539	1,192,613	170,448
		8	859,513	530,732	2,591,522	2,072,321	567,893	1,196,705	170,940
		9	853,943	524,926	2,619,065	2,071,464	570,627	1,195,743	171,601
		10	857,185	528,124	2,579,077	2,068,207	569,353	1,197,645	171,420
		11	856,774	527,514	2,601,743	2,073,550	568,471	1,194,795	171,266
		12	866,376	532,225	2,576,384	2,097,915	575,817	1,208,008	173,226
		2011. 1	860,261	527,861	2,591,537	2,081,173	570,432	1,199,848	172,297
2		862,197	528,976	2,619,609	2,091,740	573,684	1,206,066	173,080	
3		858,181	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
4		864,395	533,040	2,691,381	2,151,717	581,828	1,217,001	174,218	
5		864,673	532,978	2,709,582	2,143,453	578,399	1,211,686	173,780	
6 P	879,113	545,022	2,670,710	2,164,346	584,945	1,223,084	175,896		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前	2008. 3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6	
	2009. 3	1.5	△0.2	2.0	2.3	1.0	1.5	0.2	
	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同	2010. 6	1.4	1.5	2.2	2.6	0.7	1.8	2.9	
	7	1.6	1.7	1.8	3.1	0.7	2.0	3.1	
	8	1.4	2.0	2.7	2.8	0.1	1.8	3.0	
	9	1.5	2.5	3.3	2.7	0.3	1.9	3.1	
	10	1.4	2.7	3.3	2.6	0.1	1.9	3.1	
	11	1.5	2.9	2.2	2.5	△0.0	1.8	3.1	
	12	1.6	2.3	1.6	2.7	△0.3	1.9	3.1	
	2011. 1	1.5	2.4	2.0	2.6	△0.3	1.9	3.0	
	2	1.4	2.3	2.7	2.3	△0.2	1.9	3.0	
	3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	4	1.9	3.3	2.9	3.8	2.1	2.4	3.2	
	5	1.9	2.8	2.7	3.2	1.8	2.2	3.0	
6 P	2.2	3.1	1.6	3.6	2.0	2.2	3.1		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合					
残	2008. 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828					
	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073					
	2010. 3	226,772	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025					
	高	2010. 6	227,205	54,304	1,774,424	1,529,096	427,186	634,261	93,405				
		7	227,403	54,457	1,762,812	1,539,053	428,740	636,198	93,669				
		8	226,967	54,457	1,758,107	1,534,496	426,945	633,071	93,506				
		9	225,874	54,230	1,763,793	1,546,611	432,112	637,070	94,022				
		10	225,643	55,345	1,738,731	1,544,012	429,813	635,390	93,783				
		11	225,134	54,626	1,725,712	1,540,993	428,648	632,816	93,621				
		12	224,276	54,679	1,733,515	1,555,948	434,924	640,623	94,250				
		2011. 1	223,819	54,439	1,728,608	1,547,836	431,083	633,792	93,645				
2		223,729	54,324	1,729,538	1,551,660	431,006	633,177	93,740					
3		223,191	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151					
4		222,382	53,000	1,726,280	1,559,207	432,880	634,204	93,830					
5		223,272	53,054	1,726,166	1,555,088	431,070	630,822	93,572					
6 P	223,395	52,413	1,712,101	1,556,989	432,516	632,029	93,797						
前	2008. 3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2					
	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3					
	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1					
年													
	同	2010. 6	0.5	△1.4	△4.6	0.3	△0.6	△1.3	0.1				
		7	0.3	△1.2	△4.6	0.9	△0.4	△1.0	0.2				
		8	0.1	△1.4	△3.7	0.8	△0.7	△1.3	0.1				
		9	△0.2	△1.7	△3.1	1.0	△0.5	△1.2	0.2				
		10	△0.2	△3.5	△4.1	1.0	△0.5	△1.2	0.0				
		11	△0.4	△3.8	△4.7	1.2	△0.5	△1.2	△0.1				
		12	△0.4	△3.6	△4.7	1.2	△0.3	△0.9	△0.2				
		2011. 1	△0.5	△4.5	△4.3	0.9	△0.7	△1.2	△0.5				
		2	△0.6	△3.7	△4.1	1.2	△0.7	△1.2	△0.5				
		3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1				
		4	△1.5	△3.6	△2.9	1.8	1.1	△0.1	0.1				
5		△1.8	△4.1	△2.3	1.6	0.8	△0.5	0.1					
6 P	△1.7	△3.5	△3.5	1.8	1.2	△0.4	0.4						
月													
	比												
		増											
			減										
				率									

(注) 1 表9(注)に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

11. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2011年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	468,022	99,268	81,085	491,403	489,010	119,003	70
青 森	7,401	250	487	6,434	6,332	1,337	1
宮 城	54,669	500	4,278	37,852	36,779	12,962	1
山 形	5,897	0	727	5,266	5,051	526	1
福 島	6,508	1,760	1,183	8,358	7,371	634	2
静 岡	17,024	751	436	11,332	10,023	4,939	1
愛 知	6,650	295	462	6,448	6,256	254	1
島 根	40,732	1,077	3,311	28,283	27,877	8,601	1
山 口	62,967	953	6,264	45,472	44,538	16,342	1
香 川	2,454	347	143	2,305	2,286	450	1
愛 媛	46,297	11,857	4,542	50,484	48,040	5,702	19
長 崎	103,042	19,344	8,025	104,885	104,288	18,490	40
熊 本	5,439	323	816	4,526	3,678	1,135	1
大 分	25,444	0	2,205	14,221	13,726	8,630	1
宮 崎	33,627	10,409	4,395	30,861	30,362	15,265	17
合 計	886,173	147,134	118,359	848,130	835,617	214,270	158

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

東日本大震災復興コーナーの新設について（ご案内）

当総研では、ホームページ (<http://www.nochuri.co.jp/>) 上に「東日本大震災復興コーナー」を新設いたしました。

このたびの東日本大震災は、広域かつ大規模であり、復興の形も地域ごとに異なり、長期間を要するものと予想されております。我々の調査研究も長期にわたる継続的なものとし、かつ「第一次産業」「地域（現場）」「協同」を重視する視点からのものにしたいと考えています。

このコーナーに、東日本大震災に関連するレポートや、参考情報等を順次掲載して参りますので、ご活用いただければ幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

The screenshot shows the homepage of the Norinchukin Research Institute Co., Ltd. The header includes the logo, navigation menu (HOME, 分野別トップページ, 定期刊行物, その他刊行物, レポート検索, 農林漁業金融統計, 会社情報), and utility links (English, サイズ, サイトマップ, リンク集). The main banner features a field of rice with the text: 農林中金総合研究所 Norinchukin Research Institute Co., Ltd. Below the banner are two highlighted buttons: 東日本大震災復興に向けて and TPP等の関連レポート一覧. The right sidebar contains sections for 農林水産業・食料・環境, 協同組合・組合金融, and 経済・金融. The left sidebar has a お知らせ section with recent news items and a 定期刊行物: 更新情報 section with book covers for 農林金融, 金融市場, and 農中総研調査と情報. The bottom right corner shows a コラム section with 今月の志 and a link to 農林中央金庫.

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2011年9月号第64巻第9号〈通巻787号〉9月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7759 FAX 03-3233-7791

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

株式会社えいらく / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7579 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社